

工 事 名	令和7年度(債務負担行為)三郷児童館遊戯室 空調設置工事														
施 工 箇 所	安曇野市 三郷児童館														
設 計 概 要	施工方法	請 負													
三郷児童館遊戯室へエアコンを設置する ・遊戯室へエアコン4台設置 ・上記設置に伴うキュービクル改造、電気工事等	施工期間	契約日～令和8年6月30日													
	担当課	子ども家庭支援課 児童青少年係													
	工事担当課	財産管理課 施設経営担当													
	契約保証方法	金銭的保証													
	・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。														

令和7年度（債務負担行為）三郷児童館遊戯室空調設置工事

位置図



	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	令和7年度(債務負担行為)三郷児童館遊戯室空調設置工事						
		総 括 表					
I	直接工事		1.0	式			
	直接工事費計						
II	共通費						
	共通仮設費 指定仮設		1.0	式			
	比率計上		1.0	式			
	純工事費						
III	現場管理費		1.0	式			
	工事原価						
IV	一般管理費		1.0	式			
	積算価格						
V	消費税					10.00%	
	総合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Aa-1	三郷児童館 遊戯室電気設備工事						
	受変電設備改修	E-02,E-03図面参照	1.0	式			
	電線管	Z-G28	34.0	m			
	金属可とう電線管	F30被覆付	8.0	m			
	地中埋設電線管	FEP65	110.0	m			
	地中埋設電線管	FEP30	50.0	m			
	掘削・埋戻し・残土処理 1式	建築工事					
	砂	サンドクッション用	17.0	m3			
	埋設シート	W150 2倍	110.0	m			
	埋設標	コンクリート製	8.0	個			
	エアコン盤	自立防水型	1.0	面			
	エアコン盤基礎 1式	建築工事					
	ハンドホール	H1-9	4.0	個			
	プルボックス	500*500*500WPSUS	1.0	個			
	プルボックス	300*300*300WPSUS	1.0	個			
	ケーブル	EM-CET60°(FEP管内)	125.0	m			
	ケーブル	EM-IE14°(FEP管内)	125.0	m			
	ケーブル	EM-CE5.5°-4C(FEP管内)	65.0	m			
	ケーブル	EM-CE5.5°-4C(管内)	35.0	m			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
Aa-1							
	電動機結線	500×500×500 WP SUS	4.0	台			
	電気保安管理者検査費	H70 W150	1.0	式			
	電力会社申請手続費	W500×H600×D160 3φ75A×1 3φ50A×2	1.0	式			
	トランク処分費		260.0	kg			
	トランク収集運搬費		1.0	回			
	その他						
	事務室前廊下 LED非常照明設置(交換)	※図面標記なし NNFB91605C(材・工)	1.0	台			
	Aa-1 小計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
Ca-1	三郷児童館 遊戯室空調設備工事						
	ACP-1 空冷パッケージエアコン 寒冷地仕様	標準シングル 112形 冷/暖房能力 10.0KW/11.2KW	4.0	台			
	室外ユニット 室内ユニット	防護ネット 壁掛け形					
		ワイヤレスリモコン					
	防振架台	市販品使用	4.0	台			
	防振金具	市販品使用	4.0	台			
	SF-1シーリングファン		3.0	台			
	防球ガード	壁掛け用	4.0	台			
	防球ガード	シーリングファン用	3.0	台			
	防球ガード運送費	チャーター便	1.0	台			
	機器据付費	機器据付4セット、防振架台、ドレポンフ設置共 設置用ネジM12×160 16本	1.0	式			
	機器搬入費	機器搬入 AC-4 4台	1.0	式			
	気密試験・冷媒液充填	真空引き共	1.0	式			
	試験・調整		1.0	式			
	メーカー試運転データ取作業		1.0	式			
	防球ガード設置費	AC壁掛け用4台、シーリングファン用3台	1.0	式			
	冷媒配管 屋内一般 露出	9.52φ/15.88φ 被覆厚10/20mm	2.0	m			
	冷媒配管 屋外架空	9.52φ/15.88φ 被覆厚10/20mm	16.0	m			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
Ca-1							
	ドレン配管 屋内一般	20φ AC	2.0	m			
	ドレン配管 屋内一般ラッキング 内	20φ VP	16.0	m			
	ドレン配管 保温工事	20φ c・(口)・VII	2.0	m			
	ステンレスラッキング 材工	屋外露出(125A相当)	16.0	m			
	渡配線 屋内ラッキング 内、屋外ラッキング 内	EM-EEF-2.0mm-3C	18.0	m			
	アース線 屋内ラッキング 内、屋外ラッキング 内	EM-IE-2.0mm	18.0	m			
	リモコン配線 金属線び内	EM-CEE-1.25°-2C					
	ワイヤード リモコン取付	露出型					
	発生材処分						
	発泡スチロール処分		20.0	kg			
	廃プラスチック処分		1.0	m3			
	混合廃棄物(安定型)等処分	既存FF機器含む	3.0	m3			
	收集運搬費		1.0	式			
	Ca-1 計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
D	建築工事	科目内訳書					
Da	三郷児童館						
Da-1	直接仮設工事		1.0	式			
Da-2	土,コンクリート工事,インターロッキング工事		1.0	式			
Da-3	雑工事		1.0	式			
	Da 小計						
	合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Da-1	三郷児童館 直接仮設工事						
	養生費	仕上養生	198.0	m ²			
	清掃片付け		198.0	m ²			
	引き渡し前清掃		198.0	m ²			
	遊戯室床養生 エコフルガード	作業範囲100m ² 程度 910*1820 10枚入	12.0	束			
	ブルーシート養生	#3000 1800×100m	2.0	本			
	養生テープ	パッキンテープ+布ガムテープ程度	100.0	m ²			
	敷設施工費		100.0	m ²			
	ローリング足場	2.7*2.7*9.0程度	1.0	基			
	搬入搬出作業費		1.0	式			
	移動作業費		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	混合廃棄物(安定型)処分		1.0	m3			
	収集運搬費		1.0	式			
	合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Da-2	三郷児童館 土,コンクリート工事						
	ア 管路掘削,埋戻し 畑土 管路掘削	0.8*0.6*20.2	9.7	m3			
	埋戻し、発生土利用	0.6*0.55*20.2	6.7	m3			
	発生土処分		3.0	m3			
	イ 管路掘削,埋戻し 碎石部 管路掘削	0.8*0.6*13	6.2	m3			
	埋戻し、発生土利用	0.6*0.45*13	3.5	m3			
	発生土処分		2.7	m3			
	碎石復旧		7.8	m ²			
	ウ 管路掘削,埋戻し 有明砂部 管路掘削		39.0	m3			
	埋戻し、発生土利用		21.9	m3			
	発生土処分		17.1	m3			
	有明砂復旧		48.7	m ²			
	エ カラー舗装撤去,復旧 カラー舗装撤去	5.0m ² 程度	1.0	式			
	カラー舗装復旧	5.0m ² 程度	1.0	式			
	オ 縁石撤去,復旧 縁石撤去	4箇所	1.0	式			
	カ フェンス他撤去,復旧 フェンス他支障物撤去,復旧	フェンス2.0m 車止めその他支障物	1.0	式			
	次頁へ続く						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Da-3	三郷児童館 雑工事						
	a 壁付AC用 内壁下地補強		4.0	ヶ所			
	b シーリング ファン,防護ネット用 天井水平化,下地補強		3.0	ヶ所			
	エアコンリモコン取付		4.0	ヶ所			
	法定福利費		1.0	式			
	天井点検口	アルミ製内外アルミ目地枠/450角	3.0	ヶ所			
	合計						

現 場 説 明 書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称） 令和7年度（債務負担行為）三郷児童館遊戯室 空調設置工事

2. 工事場所： 安曇野市 三郷児童館

3. 工事概要： 三郷児童館遊戯室のエアコン設置工事

- ・遊戯室へエアコン4台の設置
- ・上記工事によるキュービクル改造、電気工事等

4. 工期：契約日 より 令和8年6月30日まで

5. 一般事項について

(1) 現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2) 設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3) 工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4) 工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1) 工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管

理者と協議のうえ、同意を得ること。

(3)工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。

(4)夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。

(5)周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

(6)感染症対策は十分に講じること。

(7)各官公庁手続きについて、

事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(8)残土関係

・本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。

・建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

(9)この工事は執務並行型の工事である。

(10)本工事は、「週休2日工事実施要領」週休2日工事の対象である。

なお、週休2日の取組実績に応じて、単価の補正を行い、設計変更を行うものとする。

(工事発注時は4週8休(通期)を想定した設計単価で積算している)

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関				

・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。

8. 安全対策関係

① 交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

② 安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

11. 工事請負契約書（案）に関する事項について

第 39 条（債務負担行為に係る契約の特則）関係

各会計年度における請負代金の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

令和 7 年度	40%
令和 8 年度	60%

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

(1) 公共事業労務費調査等

(2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施する所以あるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事実績情報サービス（CORINS）の登録について

(1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時契約締結後10日以内

② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内

③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

(1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。

(2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。

(3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。

・1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約

・クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合

・クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きや

すい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めること。
- (4) 热帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1) 工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。
 - ① 積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
 - ② 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
 - ③ 過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ 資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車両及び不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
 - ⑤ 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
 - ⑥ 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
 - ⑦ 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当っては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。
- (2) 以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- (1) ~~セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- (2) ~~セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- (3) ~~六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、

図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

報告書の記載内容

- ① アスベスト材料の種別
- ② アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③ 製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1)工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2)工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3)請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1)工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2)工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3)下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コ

ンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

添付書類

- ・工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

- ① 完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - イ. 完成写真を公表すること。
 - ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的な内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

令和7年2月12日適用版

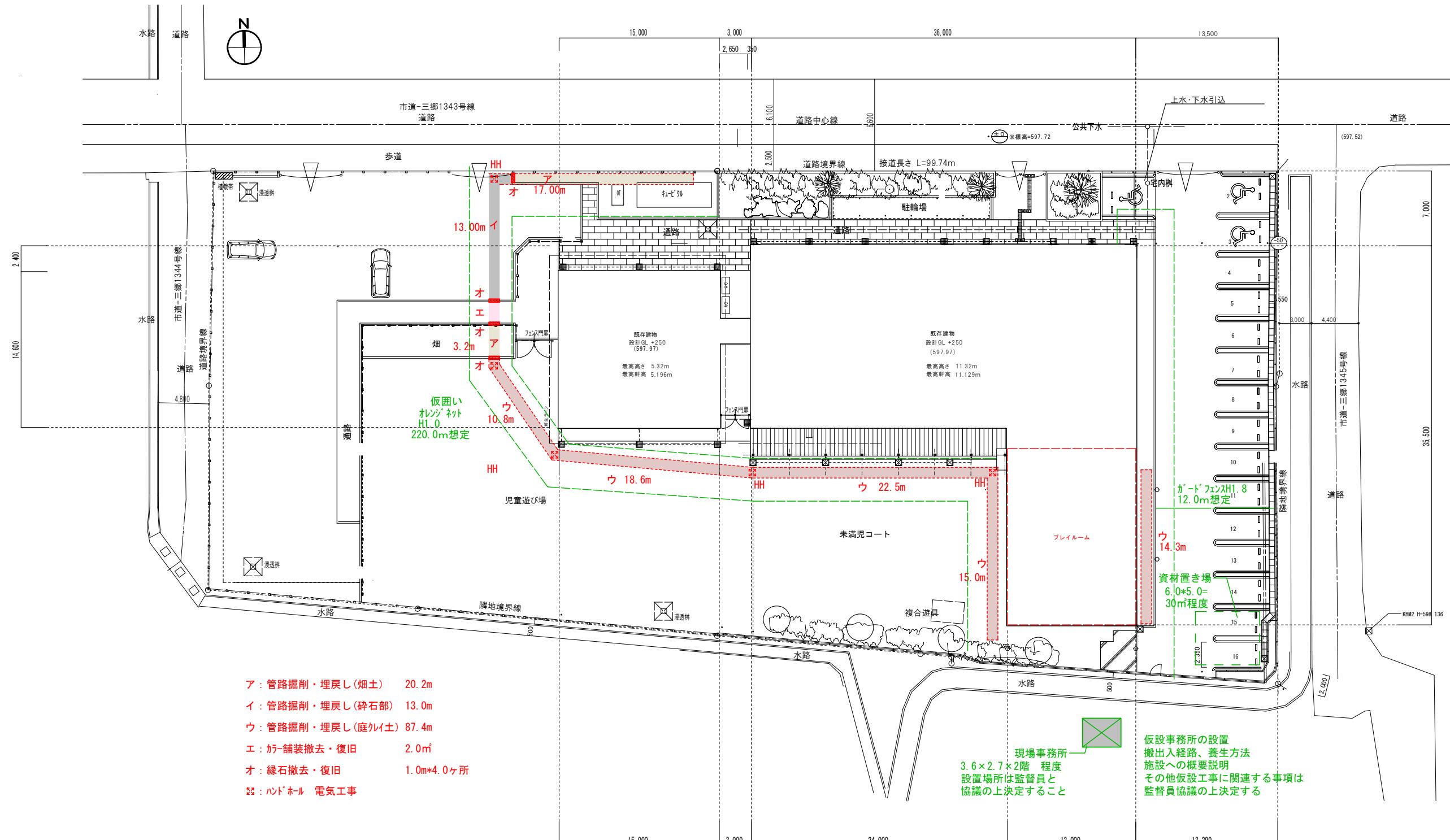
令和7年度(債務負担行為)三郷児童館遊戯室空調設置工事 建築工事仕様書																																																																						
I 工事概要																																																																						
1. 工事場所 三郷児童館: 安曇野市三郷明盛1982-2																																																																						
2. 敷地面積 --- m ²																																																																						
3. 工事種目 設備その他改修																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別</th><th>種別</th><th>構造</th><th>階数</th><th>梁間(m)</th><th>桁行(m)</th><th>建築面積(m²)</th><th>延面積(m²)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>別紙記載</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	別紙記載																																																						
建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)																																																															
別紙記載																																																																						
4. 図面リスト																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr><th>番号</th><th>図面名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>A-00</td><td>表紙</td></tr> <tr><td>A-01</td><td>建築工事 特記仕様書(1)</td></tr> <tr><td>A-02</td><td>建築工事 特記仕様書(2)</td></tr> <tr><td>A-03</td><td>三郷児童館 配置図、仮設計図面</td></tr> <tr><td>A-04</td><td>三郷児童館 平面図、天井伏図</td></tr> <tr><td>A-05</td><td>三郷児童館 立面図</td></tr> <tr><td>A-06</td><td>三郷児童館 展開図</td></tr> <tr><td>A-07</td><td>部分詳細図(1)</td></tr> <tr><td>A-08</td><td>部分詳細図(2)</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		番号	図面名称	A-00	表紙	A-01	建築工事 特記仕様書(1)	A-02	建築工事 特記仕様書(2)	A-03	三郷児童館 配置図、仮設計図面	A-04	三郷児童館 平面図、天井伏図	A-05	三郷児童館 立面図	A-06	三郷児童館 展開図	A-07	部分詳細図(1)	A-08	部分詳細図(2)			<table border="1"> <thead> <tr><th>番号</th><th>図面名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		番号	図面名称																																											
番号	図面名称																																																																					
A-00	表紙																																																																					
A-01	建築工事 特記仕様書(1)																																																																					
A-02	建築工事 特記仕様書(2)																																																																					
A-03	三郷児童館 配置図、仮設計図面																																																																					
A-04	三郷児童館 平面図、天井伏図																																																																					
A-05	三郷児童館 立面図																																																																					
A-06	三郷児童館 展開図																																																																					
A-07	部分詳細図(1)																																																																					
A-08	部分詳細図(2)																																																																					
番号	図面名称																																																																					
II 建築工事仕様																																																																						
<p>① 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下「標準」という。)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。</p> <p>② 特記仕様</p> <p>(1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3)特記事項に記載の「...」内の表示番号は、標注の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4)特記事項に記載の「別...」は(5.2.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。</p> <p>(5)製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。</p>																																																																						
章 項 目 特 記 事 項																																																																						
一般共通事項	<p>①適用基準等</p> <p>○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ○敷地調査共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ○建築構造設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ○工事写真の撮り方(改訂第3版)建築編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ○安曇野市建築工事の手引 ・公共建築改修工事標準仕様書 ・公共建築改修工事標準仕様書 ○建築工事公害災害防止対策要綱(建築工事編) 建設省建設経営局建築業課・住宅局建築指導課監修</p>																																																																					
	2.品質計画																																																																					
	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による ※風速(Vo=) ※地表面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ※積雪区分 建告示第145号別表()																																																																					
	3.電気保安技術者																																																																					
	・適用する ・適用しない (1.3.3)																																																																					
	4.施工条件明示項目																																																																					
	建物周囲の外構及び下道接続工事については、現場で整合させること (1.3.5)																																																																					
	<p>⑤発生材の処理等</p> <p>・別紙解体工事仕様書による ○構外搬出適正処理 ・現場説明書による また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。</p> <p>・引渡しを要するもの</p> <p>・再生資源の利用を図るもの</p>																																																																					
	<p>⑥特別な材料の工法</p> <p>標注に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。</p>																																																																					
	<p>7.技能士</p> <p>※適用する(一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。) (1.5.2)</p> <p>・適用しない</p> <p>通用工事種別 技能検定作業</p> <p>仮設工事 ・とび</p> <p>鉄筋工事 ・鉄筋施工(鉄筋組立作業)</p> <p>コンクリート工事 ・型枠施工 ・コンクリート压送施工</p> <p>鋼構造工事 ・鉄工(構造物鉄工作業) ・とび</p> <p>コンクリート・RC・ALC・等 ・押出成形セメント板工事 ・ヨリカーブ施工</p> <p>防水工事 ・アスファルト防水工事業 ・クリンゴム系塗膜防水工事業 ・アスファルト系塗膜防水工事業 ・合成ゴム系防水工事業 ・塗化ビニル系防水工事業 ・セメント系防水工事業 ・シリカ系防水工事業 ・改質アスファルトシリカ系防水工事業 ・FRP防水工事業</p> <p>石工事 ・石材施工(石張り作業)</p> <p>タイル工事 ・タイル張り</p> <p>木工事 建築大工</p> <p>屋根及びとい工事 建築板金(内外装板金作業) ・かわらぶき ・スレート施工</p> <p>金属工事 内装上部施工(鋼製下地工事業) 建築板金(内外装板金作業)</p> <p>左官工事 左官工事</p> <p>建緑工事 建具製作 ・サッフ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工</p> <p>かべカット工事 ・かべカット施工 ・サッフ施工 ・ガラス施工</p> <p>塗装工事 塗装(建築塗装作業)</p> <p>内装工事 ・アスファルト系床土上工事業 ・かべ・パット系床土上工事業 ・ボルト仕上げ工事業 ・表装(壁装作業)</p> <p>排水工事 配管(建築配管作業)</p> <p>植栽工事 造園</p> <p>その他の工事 塗装・家具製作 ・樹脂接着剤注入施工 ・自動ドア施工</p>																																																																					
⑧設備工事との取合い																																																																						
<p>設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。</p> <p>9.設計GL</p> <p>※図示 ○設計GL=現状GLまたは監督員の指示するGL</p> <p>10.化学物質の濃度測定</p> <p>測定方法 ・ハガツ法(拡散法) ・アケイ法(吸引法)</p> <p>検査機関 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者</p> <p>※構外搬出適切処理</p> <p>・配管(建築配管作業)</p> <p>・構内の造成に利用 ・構内の指定場所にたい積 ・構内の指定範囲に敷きならし</p>																																																																						
⑨完成図等																																																																						
<p>⑩完成図等</p> <p>※作成する (1.7.1~1.7.3)(表1.7.1)</p> <p>※完成図(- 設計図面で示したもの全て ・標注表1.7.2による ○監督員の指示による)</p> <p>作成方法 ・原図 用紙(○普通紙出力:A3) ・作図方法 CADで作成し出力 ・マイクロフィルム(7インチカセット付) ・製本(見開きA3版(1部)) ※CADデータ(※CD-R(1部)) ・保全に関する資料(2部)</p>																																																																						
12.完成写真																																																																						
<p>下記のものを監督員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類・規格</th><th>撮影箇所数</th><th>部数</th><th>写真的サイズ(mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>※カラー写真</td><td>外部(あ) 内部(あ)</td><td>・あ・</td><td>・キビシ版・サビス版</td></tr> <tr><td>・ハネル(ホルダ)</td><td>外部() 内部()</td><td>・あ・</td><td>・半切・全紙</td></tr> <tr><td>・カラースライド</td><td>外部() 内部()</td><td>・あ・</td><td>24×36以上</td></tr> <tr><td>※電子データ</td><td>外部(あ) 内部(あ)</td><td>・あ・</td><td>・428万画素以上 ・350dpi以上</td></tr> </tbody> </table> <p>電子データは、7ビット8ビット(256色)、JPEG形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。</p> <p>撮影業者 ※建設完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者</p> <p>※(あ)表記について 監督職員と協議の上決定する</p> <p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び品質を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及び製造者は、次の(1)~(6)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 なお、(社)公共建築社会で発行する「建築材料・設備等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」に指定された材料については上記(1)~(6)に該当するものとする また、偽造商品が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。</p>								分類・規格	撮影箇所数	部数	写真的サイズ(mm)	※カラー写真	外部(あ) 内部(あ)	・あ・	・キビシ版・サビス版	・ハネル(ホルダ)	外部() 内部()	・あ・	・半切・全紙	・カラースライド	外部() 内部()	・あ・	24×36以上	※電子データ	外部(あ) 内部(あ)	・あ・	・428万画素以上 ・350dpi以上																																											
分類・規格	撮影箇所数	部数	写真的サイズ(mm)																																																																			
※カラー写真	外部(あ) 内部(あ)	・あ・	・キビシ版・サビス版																																																																			
・ハネル(ホルダ)	外部() 内部()	・あ・	・半切・全紙																																																																			
・カラースライド	外部() 内部()	・あ・	24×36以上																																																																			
※電子データ	外部(あ) 内部(あ)	・あ・	・428万画素以上 ・350dpi以上																																																																			
13.建築材料等																																																																						
<p>⑪完成写真</p> <p>⑫建築材料等</p>																																																																						
⑬完成図等																																																																						
⑭化学物質を発散する建築材料等																																																																						
⑮地盤工事																																																																						
<p>4. 地盤工事</p> <p>4. 床下防湿層 施工箇所 ※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ピット下を除く)</p> <p>5. 地盤改良等 六価クロム溶出試験 ※行う ・行わない</p>																																																																						
⑯鉄筋工事																																																																						
<p>①鉄筋の種別</p> <p>種類の記号 (5.2.1)(表5.2.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>SD 295 A</th><th>SD 16 以下</th></tr> <tr><th>SD 345</th><th>SD 19 以上</th></tr> </thead> </table> <p>②鉄筋の継手</p> <p>呼び名 19mm以上の柱、梁の主筋 ・ガス圧接 ○重ね継手 (5.3.4)</p> <p>③鉄筋の最小かぶり厚さ</p> <p>最小かぶり厚さは目地底から算定する。 (5.3.5)</p> <p>・耐久上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>施工箇所</th><th>標注表5.3.6の値に加える寸法(mm)</th></tr> <tr><td>柱、梁、壁及び庇などの外気に対する放し面</td><td>※ 10</td></tr> </thead></table> <p>④染貫孔の補強形式</p> <p>※H形 ・MH形 ・M形 (別7.1)(表別7.1~別表7.3)</p>								SD 295 A	SD 16 以下	SD 345	SD 19 以上	施工箇所	標注表5.3.6の値に加える寸法(mm)	柱、梁、壁及び庇などの外気に対する放し面	※ 10																																																							
SD 295 A	SD 16 以下																																																																					
SD 345	SD 19 以上																																																																					
施工箇所	標注表5.3.6の値に加える寸法(mm)																																																																					
柱、梁、壁及び庇などの外気に対する放し面	※ 10																																																																					
⑰コンクリートの設計基準強度																																																																						
<p>①普通コンクリートの設計基準強度</p> <p>(6.1.4)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>設計基準強度 Fc (N/mm²)</th><th>施工箇所</th></tr> <tr><td>※ 2.1</td><td>建物全体(建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む)</td></tr> <tr><td>・ 1.8</td><td>上記以外</td></tr> </thead></table> <p>②レディミクストコンクリートの種別</p> <p>※ I類 ・ II類 (6.1.5)(6.4.1)(6.4.2)(表6.1.1)</p> <p>③スランプ</p> <p>工作物のスランプ値は15又は18cmとする</p> <p>④セメントの種類</p> <p>(6.3.2)(6.13.2)(6.16.2)(表6.3.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>セメントの種類</th><th>施工箇所</th></tr> <tr><td>※ 普通ボルトランドセメント又は混合セメントのA種</td><td>下記以外の全て</td></tr> <tr><td>・ 高炉セメントB種</td><td>・ 場所打ちコンクリート杭</td></tr> </thead></table> <p>普通ボルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定に適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>水和熱</th><th>7d 352J/g以下</th></tr> <tr><td></td><td>28d 402J/g以下</td></tr> </thead></table>								設計基準強度 Fc (N/mm ²)	施工箇所	※ 2.1	建物全体(建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む)	・ 1.8	上記以外	セメントの種類	施工箇所	※ 普通ボルトランドセメント又は混合セメントのA種	下記以外の全て	・ 高炉セメントB種	・ 場所打ちコンクリート杭	水和熱	7d 352J/g以下		28d 402J/g以下																																															
設計基準強度 Fc (N/mm ²)	施工箇所																																																																					
※ 2.1	建物全体(建物内土間コンクリート、ポーチ、犬走りを含む)																																																																					
・ 1.8	上記以外																																																																					
セメントの種類	施工箇所																																																																					
※ 普通ボルトランドセメント又は混合セメントのA種	下記以外の全て																																																																					
・ 高炉セメントB種	・ 場所打ちコンクリート杭																																																																					
水和熱	7d 352J/g以下																																																																					
	28d 402J/g以下																																																																					
⑱骨材の種類																																																																						
<p>アルカリシリカ反応による区分 (6.3.3)(6.5.4)</p> <p>※A ・B (※コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m³以下)</p>																																																																						
⑲混和材料																																																																						
<p>※混和剤 ・混和材 (6.3.5)(6.4.8)</p>																																																																						
⑳無筋コンクリート																																																																						
<p>設計基準強度 ※ 18N/mm² (6.14.3)</p>																																																																						
㉑コンクリート躯体																																																																						
<p>表面の処理</p> <p>外装タイル後張り面の躯体表面の処理 MCR工法は、せき面版にMCR工法用気泡入りフレート張りとし、仕上がり面は凹凸状態とする。 高圧水洗工法の目荒りは、水圧50N/mm²以上かつ2.5分/m以上とし、施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。また、自殺の状態は、事前に監督職員に承諾を受ける。 コンクリートの増打ち厚さ ※ 20mm ※施工範囲は図示による</p>																																																																						
㉒型枠の種別																																																																						
<p>塗装の有無 ※無 ・有 ・オーバーレイ (6.9.3)</p> <p>材質 ※複合合板 ・斜面樹脂板 ・南洋材合板 厚さ ※12mm</p>																																																																						
㉓断熱材兼用型枠																																																																						
㉔生コンの品質管理																																																																						
<p>適用及び適用箇所について(特記仕様書 19.14による)</p> <p>打ち込み量50m³以上となるコンクリート工事においては担当技術者を配置し、監督職員に報告すること。 供試体には、請負者がサインしたQC版(供試体型枠側面に張り付ける確認版)を入れる。</p>																																																																						
㉕木材の品質																																																																						
<p>※標注12.2.1による ・信州木材認証製品又は同等品 ・市販品 (12.2.1)</p> <p>・保存処理木材を適用する箇所()</p>																																																																						
㉖樹種																																																																						
<p>○図示または監督員協議による (12.2.1)(表12.2.2)</p> <p>・代用樹種を適用しない箇所()</p>																																																																						
㉗集成材等																																																																						
<p>(12.2.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>品名</th><th>規格・品質</th><th>芯材の種類</th><th>化粧単板の樹種</th></tr> <tr><td>・集成材</td><td>・2種</td><td>・たも・なら・しおじ</td><td></td></tr> <tr><td>○構造用集成材</td><td>○1等 ・ 2等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○造作用集成材</td><td>○1等 ・ 2等</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・化粧ばり造作用集成材</td><td>・1等 ・ 2等</td><td></td><td></td></tr> </thead></table>								品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種	・集成材	・2種	・たも・なら・しおじ		○構造用集成材	○1等 ・ 2等			○造作用集成材	○1等 ・ 2等			・化粧ばり造作用集成材	・1等 ・ 2等																																													
品名	規格・品質	芯材の種類	化粧単板の樹種																																																																			
・集成材	・2種	・たも・なら・しおじ																																																																				
○構造用集成材	○1等 ・ 2等																																																																					
○造作用集成材	○1等 ・ 2等																																																																					
・化粧ばり造作用集成材	・1等 ・ 2等																																																																					
㉘接着剤																																																																						
<p>ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種</p> <p>接着剤に含まれる可塑剤は、揮発性とする。 ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レブルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種</p>																																																																						
㉙防腐・防蟻処理																																																																						
<p>行う箇所()</p> <p>防腐処理 ・行う(※標注12.3.1による ・図示) ・行わない</p> <p>防蟻処理 ・行う(※図示) ・行わない</p> <p>防腐・防蟻処理の種類、品質</p> <p>表面処理用木材保存剤(防腐・防蟻剤)は監督職員の承諾するものとする。 (クロルビリホスを含むものを添加しないこと)</p>																																																																						
㉚防虫処理																																																																						
<p>行う箇所()</p> <p>(12.3.1)</p>																																																																						
㉛床板張り																																																																						
<p>フローリング及び鏡板張り床 (12.2.3)(12.6.1)(表12.6.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>無し</th><th>※合板張り</th><th>ホルムアルデヒド放散量の等級</th></tr> <tr><td></td><td>・有り</td><td>※規制対象外 ・第三種</td></tr> <tr><td></td><td>・板張り</td><td></td></tr> </thead></table>								無し	※合板張り	ホルムアルデヒド放散量の等級		・有り	※規制対象外 ・第三種		・板張り																																																							
無し	※合板張り	ホルムアルデヒド放散量の等級																																																																				
	・有り	※規制対象外 ・第三種																																																																				
	・板張り																																																																					
㉜建築材料																																																																						
<p>種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (3.2.3)(表3.2.1)</p> <p>※構外搬出適切処理</p> <p>・配管(建築配管作業)</p> <p>・構内の造成に利用 ・構内の指定場所にたい積 ・構内の指定範囲に敷きならし</p>																																																																						
㉝モルタル塗り材料																																																																						
<p>吸水調整材 (15.2.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>種類</th><th>呼称肉厚(mm)</th><th>表面処理</th><th>固定間隔</th><th>備考</th></tr> <tr><td>・250形</td><td>1. 6以上</td><td>※A-1又は</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・300形</td><td>1. 8以上</td><td>B-1種</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・350形</td><td>2. 0以上</td><td>B-2種</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・100形</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </thead></table>								種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考	・250形	1. 6以上	※A-1又は			・300形	1. 8以上	B-1種			・350形	2. 0以上	B-2種			・100形																																										
種類	呼称肉厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考																																																																		
・250形	1. 6以上	※A-1又は																																																																				
・300形	1. 8以上	B-1種																																																																				
・350形	2. 0以上	B-2種																																																																				
・100形																																																																						
㉞床コグレートの直均し仕上げ																																																																						
<p>(14.2.1)(14.8.2)(14.8.3)(表14.2.2)</p> <p>※下表以外は、標注表6.2.4及び標注15.4.2による (表6.2.4)(15.4.1)(15.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>施工箇所</th><th>平たん差(mm)</th><th>備考</th></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </thead> </table>								施工箇所	平たん差(mm)	備考																																																												
施工箇所	平たん差(mm)	備考																																																																				
㉟仕上塗り仕上げ																																																																						
<p>(15.6.2)(表15.6.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>種類</th><th>呼ひ名</th><th>仕上げの形状等</th></tr> <tr><td>・薄付け仕上塗材</td><td>・外装薄塗材S i</td><td></td></tr> <tr><td>・可とう形外装薄塗材S i</td><td>・砂壁状 ・着色膏材砂壁状</td><td></td></tr> <tr><td>・外装薄塗材E</td><td>・砂壁状じゅらく</td><td></td></tr> <tr><td>・内装薄塗材E</td><td>・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状</td><td></td></tr> <tr><td>・外装形外装薄塗材E</td><td>・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状</td><td></td></tr> <tr><td>・内装薄塗材C</td><td>・砂壁状</td><td></td></tr> <tr><td>・内装薄塗材L</td><td>・内装薄塗材S i</td><td></td></tr> <tr><td>・内装薄塗材W</td><td>・京壁状じゅらく</td><td></td></tr> <tr><td>・複層仕上塗材C E</td><td>・ゆず肌状 ・凸凹模様</td><td></td></tr> <tr><td>・複層仕上塗材S i</td><td>・可とう形複層塗材C E</td><td></td></tr> <tr><td>・複層塗材E</td><td>・複層塗材R E</td><td></td></tr> <tr><td>・複層塗材R S</td><td>・複層塗材F C E</td><td></td></tr> <tr><td>・複層塗材R S</td><td>・複層塗材R E</td><td></td></tr> <tr><td>・複層塗材F C E</td><td>・複層塗材F R S</td><td></td></tr> <tr><td>・複層塗材F R S</td><td>・複層塗材F R S</td><td></td></tr> <tr><td>・外装形複層塗材C E</td><td>・外装形複層塗材F R S</td><td></td></tr> <tr><td>・外装形複層塗材R E</td><td>・外装形複層塗材F R S</td><td></td></tr> <tr><td>・外装形複層塗材F R S</td><td>・外装形複層塗材F R S</td><td></td></tr> <tr><td>・軽量骨材仕上塗材</td><td>・吹付用軽量骨材</td><td></td></tr> <tr><td>・吹付用軽量骨材</td><td>・平たん状</td><td></td></tr> </thead></table>								種類	呼ひ名	仕上げの形状等	・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材S i		・可とう形外装薄塗材S i	・砂壁状 ・着色膏材砂壁状		・外装薄塗材E	・砂壁状じゅらく		・内装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状		・外装形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状		・内装薄塗材C	・砂壁状		・内装薄塗材L	・内装薄塗材S i		・内装薄塗材W	・京壁状じゅらく		・複層仕上塗材C E	・ゆず肌状 ・凸凹模様		・複層仕上塗材S i	・可とう形複層塗材C E		・複層塗材E	・複層塗材R E		・複層塗材R S	・複層塗材F C E		・複層塗材R S	・複層塗材R E		・複層塗材F C E	・複層塗材F R S		・複層塗材F R S	・複層塗材F R S		・外装形複層塗材C E	・外装形複層塗材F R S		・外装形複層塗材R E	・外装形複層塗材F R S		・外装形複層塗材F R S	・外装形複層塗材F R S		・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量骨材		・吹付用軽量骨材	・平たん状	
種類	呼ひ名	仕上げの形状等																																																																				
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材S i																																																																					
・可とう形外装薄塗材S i	・砂壁状 ・着色膏材砂壁状																																																																					
・外装薄塗材E	・砂壁状じゅらく																																																																					
・内装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状																																																																					
・外装形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状																																																																					
・内装薄塗材C	・砂壁状																																																																					
・内装薄塗材L	・内装薄塗材S i																																																																					
・内装薄塗材W	・京壁状じゅらく																																																																					
・複層仕上塗材C E	・ゆず肌状 ・凸凹模様																																																																					
・複層仕上塗材S i	・可とう形複層塗材C E																																																																					
・複層塗材E	・複層塗材R E																																																																					
・複層塗材R S	・複層塗材F C E																																																																					
・複層塗材R S	・複層塗材R E																																																																					
・複層塗材F C E	・複層塗材F R S																																																																					
・複層塗材F R S	・複層塗材F R S																																																																					
・外装形複層塗材C E	・外装形複層塗材F R S																																																																					
・外装形複層塗材R E	・外装形複層塗材F R S																																																																					
・外装形複層塗材F R S	・外装形複層塗材F R S																																																																					
・軽量骨材仕上塗材	・吹付用軽量骨材																																																																					
・吹付用軽量骨材	・平たん状																																																																					
㉟珪藻土																																																																						
<p>建物内に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級</p> <p>防火規制対象・非燃性</p> <p>※屋内の壁、天井の仕上げ材は防火材とする。</p> <p>JIS A 6909(建築用仕上塗材)により、製造所において指定された色及びつや等に調合し、有効期間を経過したものは使用しない。</p>																																																																						
㉟検印欄																																																																						
<p>安曇野市</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>工事名</th><th>三郷児童館遊戯室空調設置工事</th><th>年月日</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>2025/12/09</td></tr> </thead> </table>								工事名	三郷児童館遊戯室空調設置工事	年月日			2025/12/09																																																									
工事名	三郷児童館遊戯室空調設置工事	年月日																																																																				
		2025/12/09																																																																				
<p>図面名称 特記仕様書(1)</p> <p>図面番号 A-01</p>																																																																						

建 具 工 事	1.見本の製作等	・特殊な建具の板組(建具番号:) (16.1.4)	3.ビニル床タイル張り 5.ビニール幅木 8.フローリング張り ⑪せっこうボードその他 ボード張り	(19.2.2)	22.盛土に用いる材料 2.遮断層及び凍上抑制層 の材料 3.路床安定処理 5.路床締固め度の試験 6.砂の粒度試験 7.路盤材料 8.路盤の締固め度の試験 9.アスファルト舗装 10.コンクリート舗装 11.透水性 アスファルト舗装 12.排水性 アスファルト舗装 13.ロック系舗装 14.断熱材 19.床点検口 21.鍵箱 30.フェンス	1.工事現場の環境改善について 2.産業廃棄物の取扱いについて 3.再生資源利用促進計画書等について 4.I SO 14001関係 5.過積載の禁止	24.①工事現場の環境改善について 工事現場の環境改善・建設副産物及びI SO 14001関係 ②再生資源利用促進計画書等について ③I SO 14001関係 ④過積載の禁止	工事現場のイメージアップ ①仮囲い周辺の美化 地域住民への情報提供 ・完成予想図の設置 ・情報掲示板の設置 ・パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ①現場出入り口への誘導員の配備(現場に大型車両が入りする時、及び危険な作業をする時等) ②廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理法」という。(以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、適正に行うこと。 ③廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を委託して許可を得てしているに委託すること。また、旅行前に商業廃棄物処理委託契約書の写し、商業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の内面図監督員に提出すること。 ④しゃん工としてときは、積み込み状況の写真、分级状況の写真、B2紙、B2紙、D紙並びにE紙の写しを監督員に提出すること。 (B2紙とD紙はE紙付で交付90日(特別管理産業廃棄物は60日)、E紙は180日以内に提出するものとし、工期内に提出できない場合は、監督員と協議すること。)
	2.防犯建物部品	・適用あり (16.1.6)						
	3.7ミクム製建具	外部に面する建具 (16.2.2)(16.2.4)(表16.2.1)						
	種 別	耐風性 ・A種 S-4 ・B種 S-5 ・C種 S-6	気密性 ・A-3 ・W-4 ・S-7 ・O-10	水密性 ・W-4 ・S-7 ・O-10	栓見込み(mm) ※7.0 ※8.0 1.00	施工箇所 ※図示		
	表面処理	※B-1種 ・B-2種(・'ガ'系 ・'ラ'系 ・'ス'系)	・適用する	遮音性の等級()	(表14.2.1)	表面処理 ※C-1種又はB-1種 ・C-2種又はB-2種(・'ガ'系 ・'ラ'系 ・'ス'系)		
	防虫網	網の種別 ・ガラス織合入り合成樹脂製 形 式 ・外部可動式	・適用する	断熱性の等級()	(表16.2.3)	防虫網 網の種別 ・ガラス織合入り合成樹脂製 形 式 ・外部可動式		
	5.鋼製建具	簡易気密扉の簡易気密型ドアセッテ性能値 ・適用する(適用箇所は建具表による)	(16.3.2)(表16.3.1)	耐風性 ・適用する(適用箇所は建具表による)	(16.3.2)(表16.2.1)	特定防火設備の戸 標準鋼製建具 ・適用する		
	8.木製建具	かまち戸の樹種 かまち() 鏡板()	(16.7.2)	ふすまの上張り ・新島の子又はビニル紙程度(挿入等の裏面は除く) ふすまの上張り	(表16.7.3)	かまち戸の樹種 かまち() 鏡板()		
	9.建具用金物	・フランジ戸 マスターキー 建築用金物	(16.7.4)(表16.7.8)	・製作する ・製作しない	(16.8.2)(表16.8.3)	・製作する ・製作しない		
	15.ガラス	※建具表による ・ガラスブロック	(16.14.2)(16.14.5)	表面形状 ・正方形 ・長方形	呼び寸法(mm) ※クリア・熱線反射 ・乳白・カラー()	色 調 ※有り	表面形状 ・正方形 ・長方形	
	16.ガラス留め材及び溝	ガラス留め材 建具の種類	(16.14.3)(表9.7.1)	材 种	合板類、繊維板及びバーティカルボードのホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外	・第三種	合板類、繊維板及びバーティカルボードのホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外	
	17.ガラス用ワーム	名 称 ※ガラス飛散防止フィルム	種 類 第2種	張 り 面 ※内張り・外張り	性 能 等 飛散防止率 D 1	品質 JIS A5759による	ガラス留め材 建具の種類	
18.塗 装 工 事	①材 料	・屋内の壁、天井仕上げ材は防火材料とする ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量の等級	(18.1.3)	図示	・A種 ・B種	(18.1.3)	アーミング材 ・シーリング材	
	②塗装業者 (保 証)	・日本塗装工業会の会員 ・塗装業者連名の保証書(3年)を提出すること。	(18.2.1)	タッピング材 ・シーリング材	(18.2.2)	・第三種	鋼製及び軽量鋼製 ・シーリング材	
	③素地ごしらえ	木部の素地ごしらえ 種別(・A種 (○B種))	(18.2.2)(表18.2.1)	モルタル面 ・A種 ()	・B種 ()	(18.2.3)	スチレス製 ・シーリング材	
	14.断熱材	モルタル面及びブラスター面の素地ごしらえ 種別(・B種 ・C種)	(18.2.5)(表18.2.4)	モルタル面、ブラスター面 ・A種 ()	・B種 ()	(18.2.6)(表18.2.5)	モルタル面の素地ごしらえ 種別(・A種 ()	
	4.鉛止め塗料塗り	モルタル面及びブラスター面の素地ごしらえ 種別(・B種 ・C種)	(18.2.5)(表18.2.4)	モルタル面及びブラスター面の素地ごしらえ 種別(・B種 ・C種)	・A種 ()	(18.2.6)(表18.2.5)	モルタル面及びブラスター面の素地ごしらえ 種別(・A種 ()	
	1.接着剤	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種	(19.2.2)(19.3.3)(19.8.2)	・A種 ・B種 ・C種	・A種 ・B種 ・C種	(18.3.2)(18.3.3)(18.3.4)	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種	
	2.ビニールシート張り	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種	(19.2.2)	・N C ・発泡層のないもの ・発泡層のあるもの	記 号 ・N C ・発泡層のないもの ・発泡層のあるもの	(19.2.3)	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種	
	3.ビニル床タイル張り	・特殊な建具の板組(建具番号:) (16.1.4)	(16.1.6)	・A種 ・B種 ・C種	・A種 ・B種 ・C種	(16.1.4)	・特殊な建具の板組(建具番号:) (16.1.4)	
	4.床点検口	・適用あり (16.1.6)	(16.1.6)	CT CTS HT	※2 ・CT ・CTS ・HT	(16.1.4)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル	
	5.ビニール幅木	外部に面する建具 (16.2.2)(16.2.4)(表16.2.1)	(16.2.2)	高さ(mm)	・60 ・75 ・100	330(階段ささら)	(19.2.2)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル
	6.フローリング張り	※図示 (19.5.2~19.5.7)(表19.5.1~表19.5.4)	(19.5.1~19.5.4)	種 别	樹 種 ・天然木化粧合板フローリング ・単板フローリング	工 法 ・釘め工法(C種) ・有 ・無	(19.5.1~19.5.4)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル
	7.路床タイル張り	ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外	(19.2.2)	ホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外	・第三種	(19.2.2)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル	
	8.路床締固め度の試験	※行う (※乱した土 ・乱さない土)	(22.2.5)	路床土の支持力比試験	※行う (※乱した土 ・乱さない土)	(22.2.5)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル	
	9.路盤締固め度の試験	※行う (22.2.5)	(22.2.5)	路盤締固め度の試験	※行う (22.2.5)	(22.2.5)	・コンポジションビニル床タイル(半硬質) ・コンポジションビニル床タイル(軟質) ・ホモジニアスビニル床タイル	
	10.砂の粒度試験	※行う (22.2.5)	(22.2.5)	路盤材料	※行う (22.3.3)	(22.3.3)	・再生クラッシュヤーン(RC-40) ・クラッシュヤーン(C-40)又はクラッシュヤーンスラグ(CS-40) 透水性アスファルト舗装にもちいる場合は透水性の高いもの	
	11.アスファルト舗装	※行う (22.4.1)	(22.4.1)	アスファルト舗装	※行う (22.4.1)	(22.4.1)	・アスファルト舗装の種類 ・車道部の基層 ・カラーブルータイプ	
	12.コンクリート舗装	※行う (22.5.3)	(22.5.3)	コンクリート舗装	※行う (22.5.3)	(22.5.3)	・アスファルト舗装 ・車道部の基層 ・カラーブルータイプ	
	13.透水性	※行わない (行う (施工範囲))	(22.4.5)	透水性 アスファルト舗装	※行わない (行う)	(22.4.6)	・アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト混合物の抽出試験	
	14.排水性	※行わない (行う (施工範囲))	(22.5.6)	排水性 アスファルト舗装	※行わない (行う)	(22.5.6)	・早強セメント ・注入地目材料 ・溶接金網 厚さ試験	
	15.ロック系舗装	※行わない (行う)	(22.7.6)	ロック系舗装	※行わない (行う)	(22.7.6)	・アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト混合物の抽出試験	
	16.コンクリート舗装	※使用しない (使用する)	(22.5.3)	コンクリート舗装	※使用しない (使用する)	(22.5.3)	・早強セメント ・注入地目材料 ・溶接金網 厚さ試験	
	17.壁紙張り	※行わない (行う)	(22.6.6)	壁紙張り	※行わない (行う)	(22.6.6)	・アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト混合物の抽出試験	
	18.塗 装 工 事	・日本塗装工業会の会員 ・塗装業者連名の保証書(3年)を提出すること。	(18.2.1)	アスファルト舗装	アスファルト混合物 ・改質アスファルトI型 ・改質アスファルトII型	(22.7.3)(表22.7.2)	・本建築引渡しまで請負者は工事目的、工事材料等について火災保険を掛けなければならない。 ②工事期間中請負者の責任において労災保険に入り、その負担は請負者とする。	
	19.内 装 工 事	1.接着剤 2.ビニールシート張り	壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒド放散量の等級 ※規制対象外 ・第三種	・A種 ・B種 ・C種	・A種 ・B種 ・C種	(19.2.2)	①暴力団関係者から工事請書による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。 ②工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をする。 (ただし工事請負額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時、訂正時の登録をするものとする。) 登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に予定期間内に(財)日本建設情報総合センター(JACCI)に登録の手続きを行なうとともに、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。 なお、変更時と完成時の間隔が1日以内に満たない場合は、変更時提出を省略できるものとする。 ①工事登録 契約締結後1日以内	

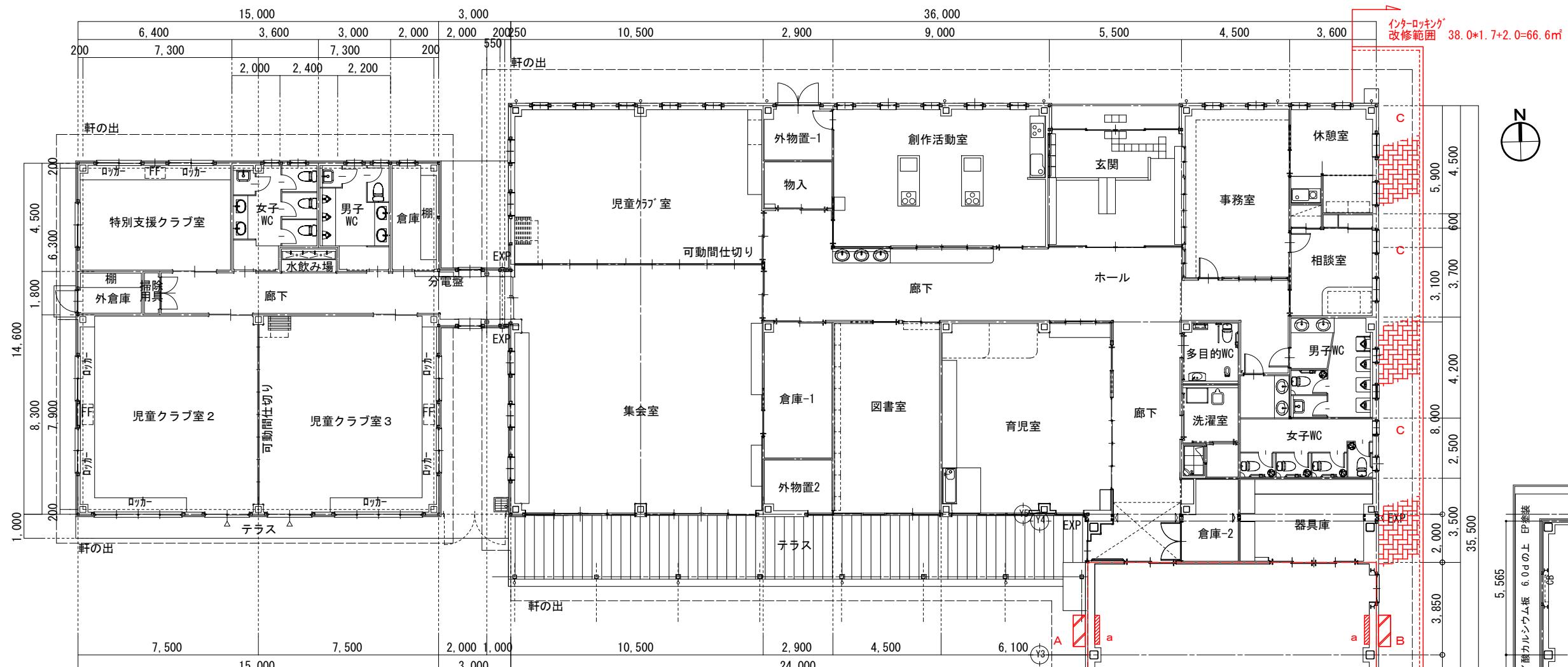


位置図 三郷児童館 S:1/2,500

 安曇野市	PROJECT TITLE 三郷 児童館遊戯室空調設置工事	DRAWING TITLE 位置図 図示	NO. A-03
		SCALE 図示	DATE 2025/12/09

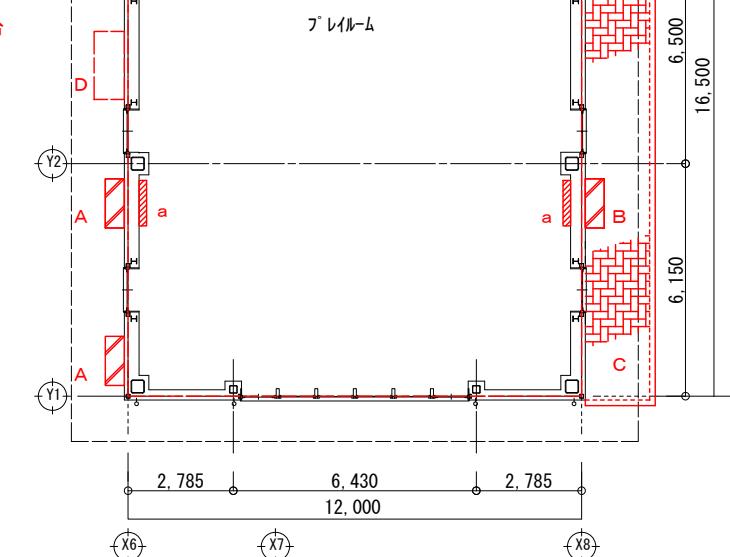


三郷児童館 配置図 仮設計画図 S:1/400

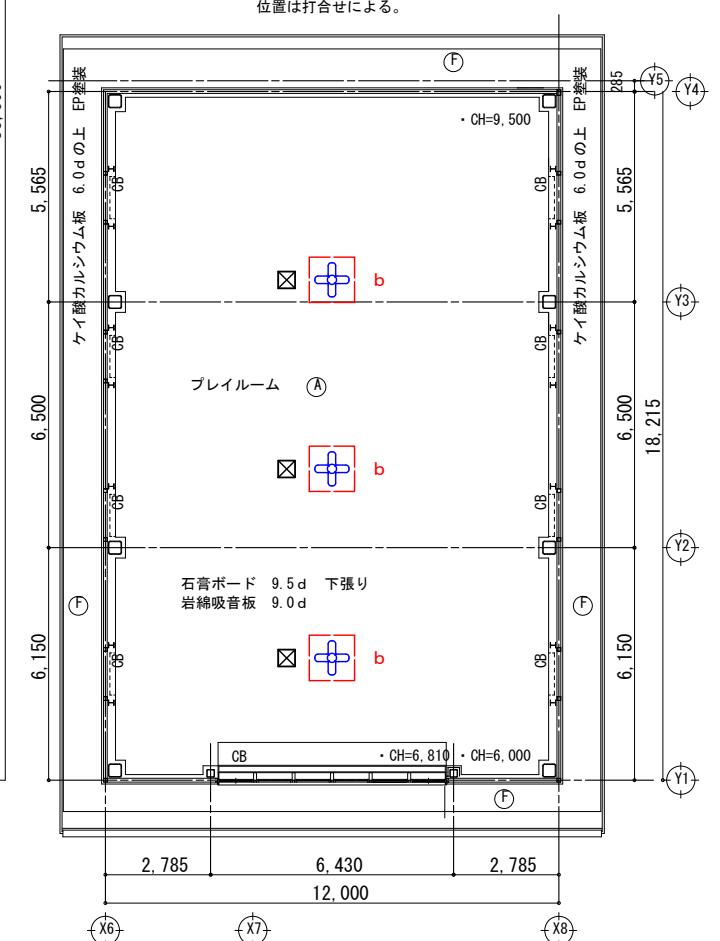


フ"レイルーム 平面図 S:1/200

- A : I7コン室外機用+分電盤用コンクリート架台
既存埋土部分に設用
- B : I7コン室外機用コンクリート架台
既存埋土部分に設用
インターロッキング撤去復旧あり
- C : インターロッキング改修
撤去/下地コン打設/復旧
- D : 既設外部物置移設
- a : I7コン室内機取付用
内壁下地補強部分



フ"レイルーム 天井伏図 S:1/200



安曇野市

PROJECT TITLE

三郷児童館 遊戯室空調設置工事

DRAWING TITLE

三郷児童館 平面図、天井伏図

SCALE

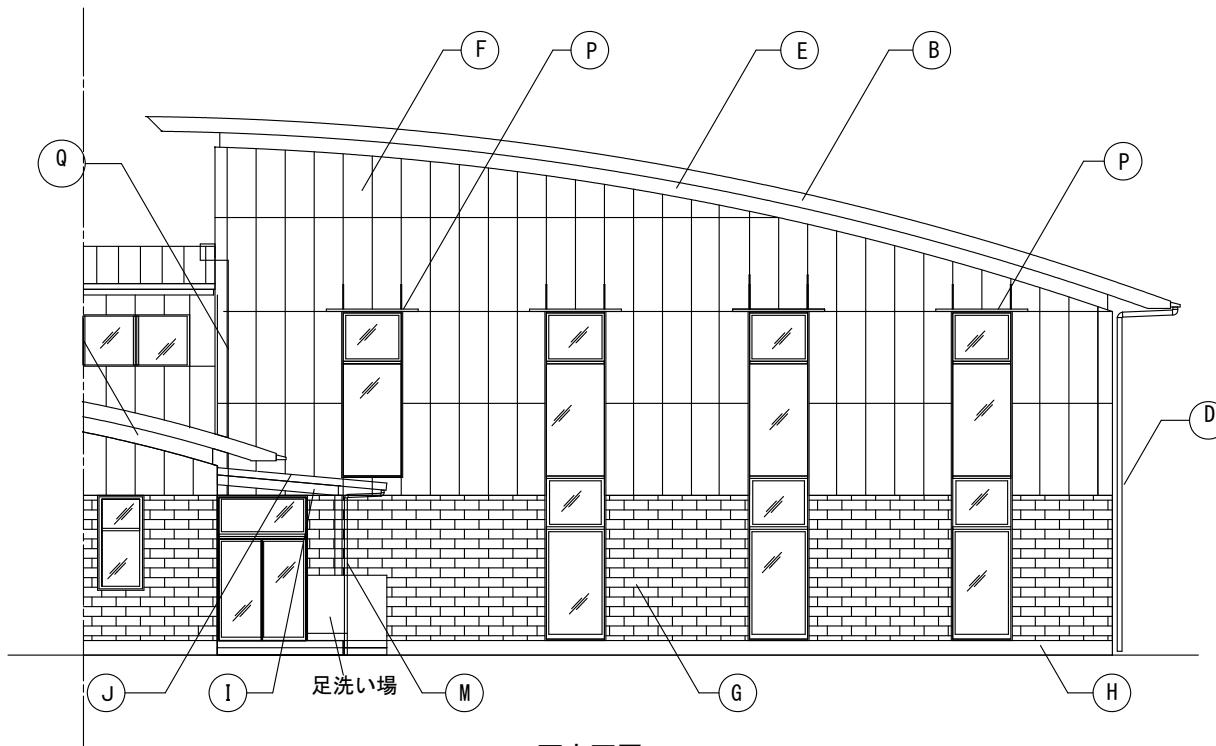
1/200

DATE

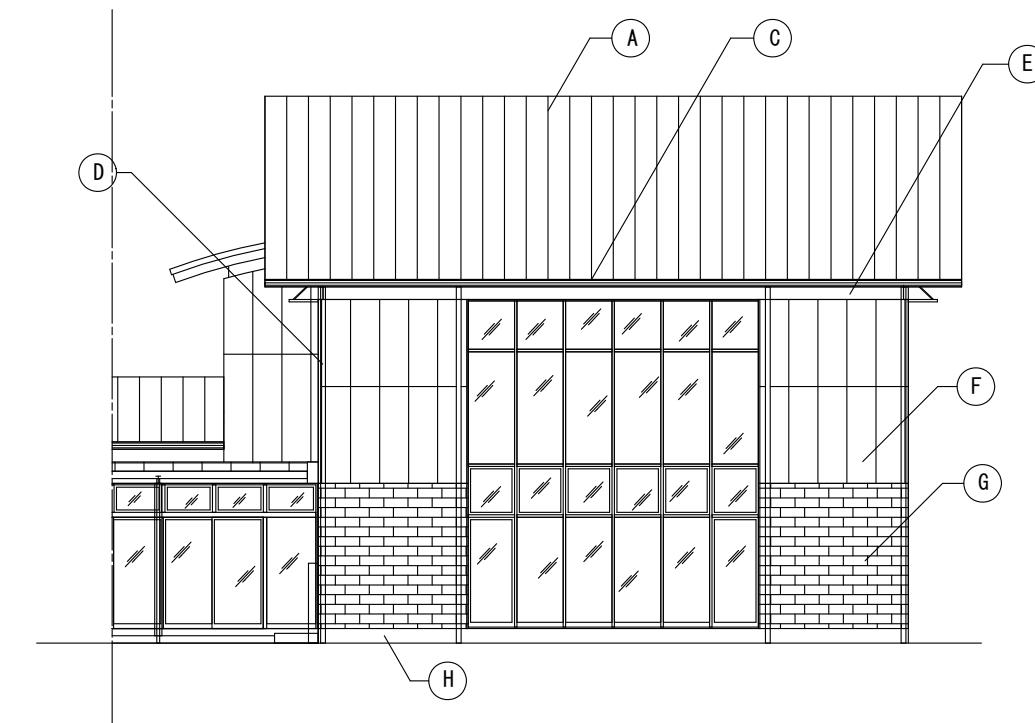
2025/12/09

NO.

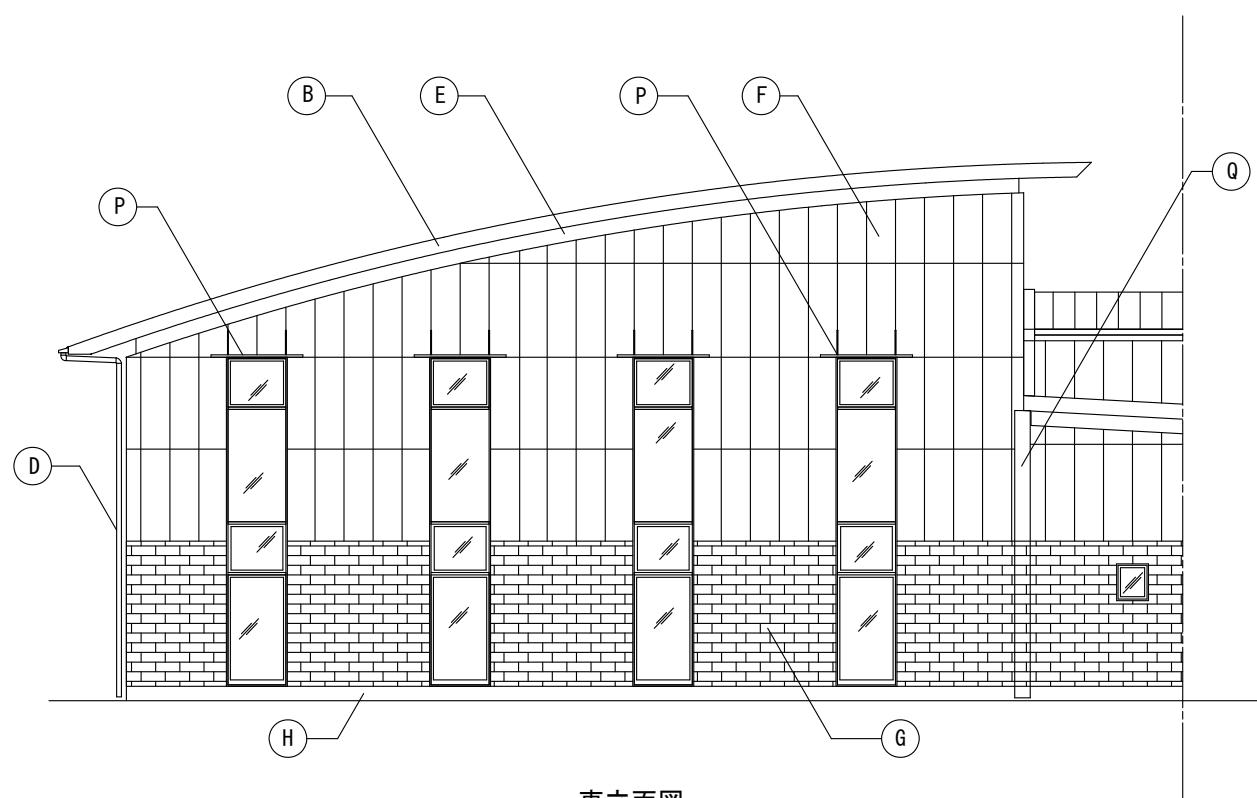
A-05



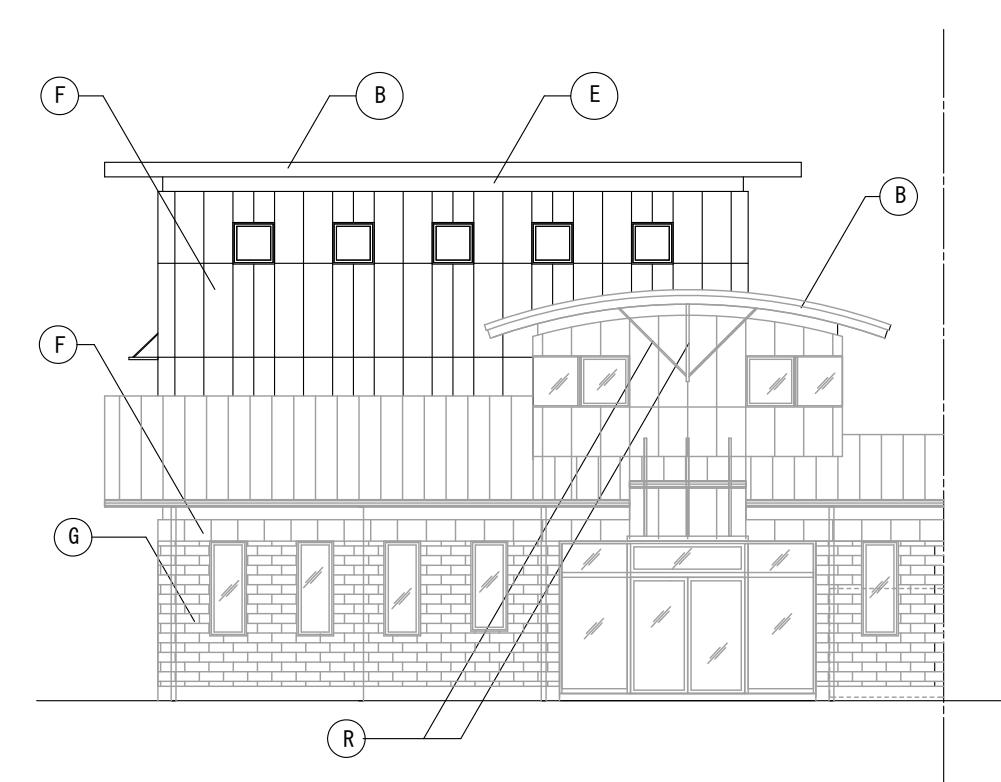
西立面図



南立面図



東立面図



北立面図

(A)	カラーガルバリウム鋼板0.5dタテ平葺	(G)	炻器質タイル(二丁掛)乾式工法	(M)	豎桿:アルミ製63φ
(B)	破風:カラーガルバリウム鋼板0.4d加工	(H)	オーバーレイ化粧型枠打放しの上、撥水剤塗布	(N)	アルミハニカムパネル104d
(C)	軒樋:亜鉛処理スチール芯入り硬質塩化ビニル樹脂(既製品)	(I)	鉄部:フッ素樹脂塗装	(O)	ステンレスパイプ 60.5φ H.L
(D)	豎桿:カラーガルバリウム鋼板0.4d 90φ加工	(J)	ガラストップライト アルミルーバー	(P)	アルミ庇600×1900(既製品)
(E)	スパンドレル カラーGL鋼板0.4d	(K)	ゴムチップ緑石	(Q)	ステンレスEXP. Jカバー
(F)	ALC 50d(打放しパターン) 水性反応硬化型アクリルシリコン樹脂塗装	(L)	軒樋:アルミ製70×145	(R)	ステンレスパイプ 50φ H.L



安曇野市

PROJECT TITLE

三郷 児童館遊戯室空調設置工事

DRAWING TITLE

三郷児童館 立面図

SCALE

1/100

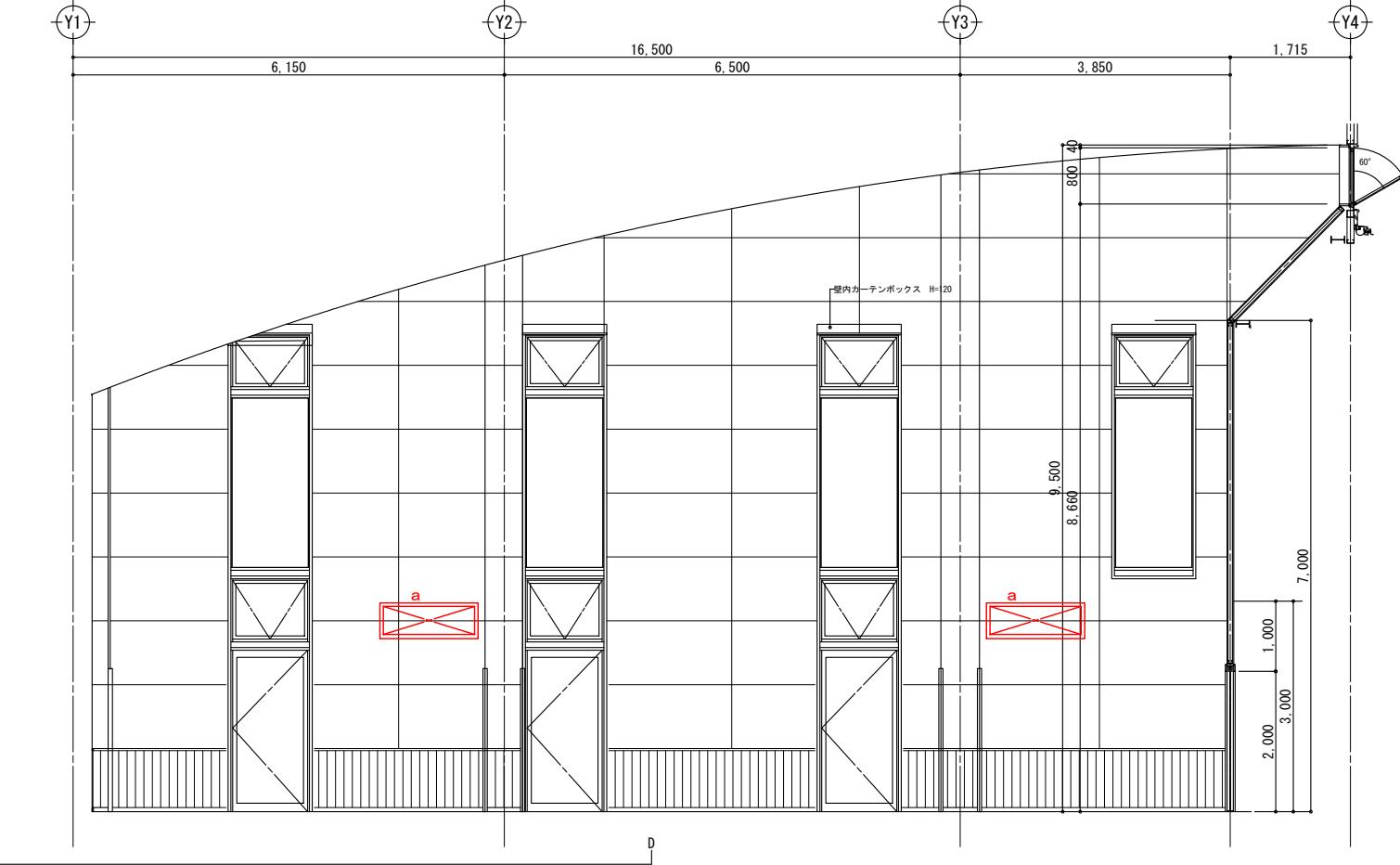
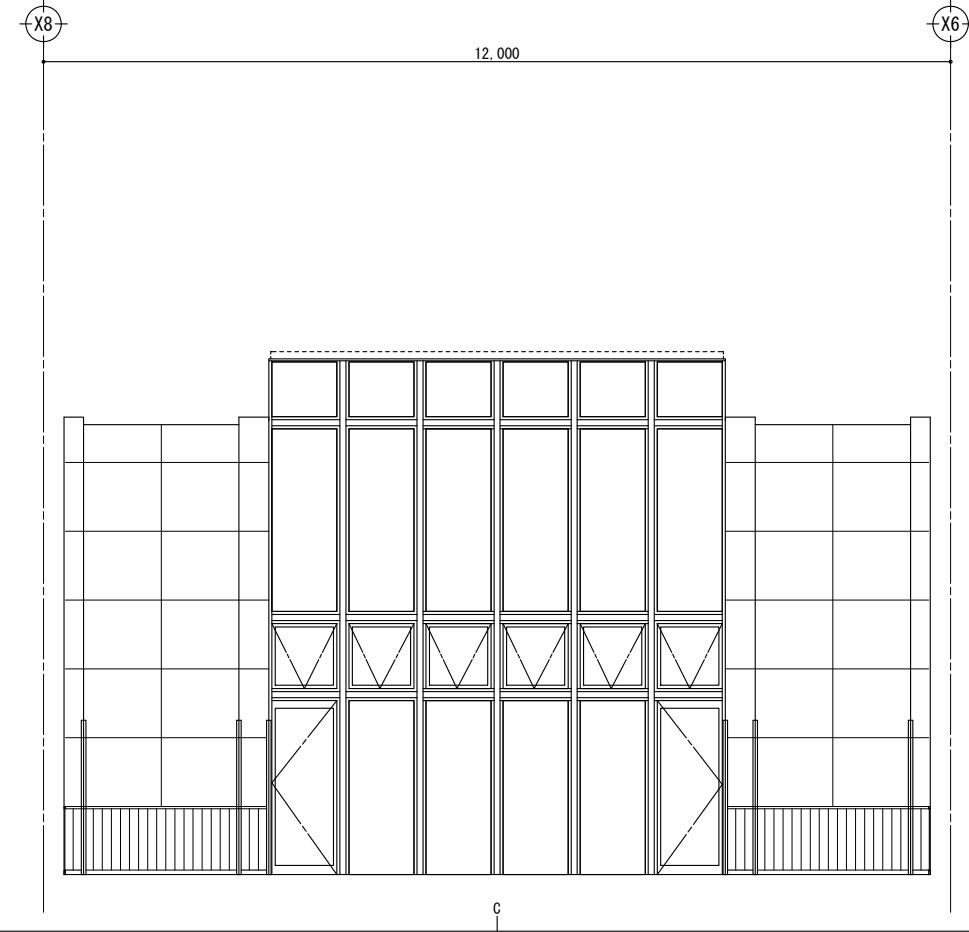
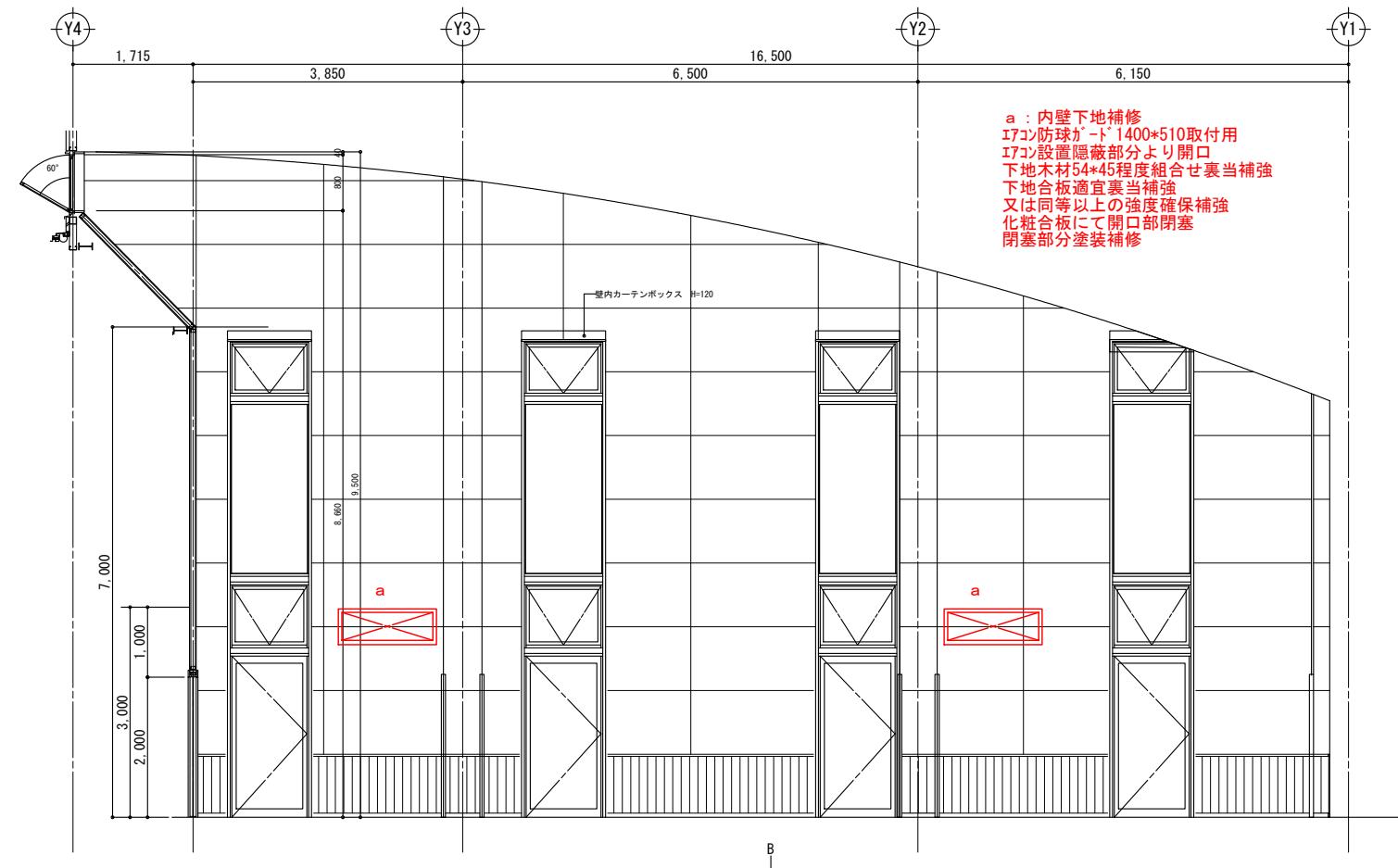
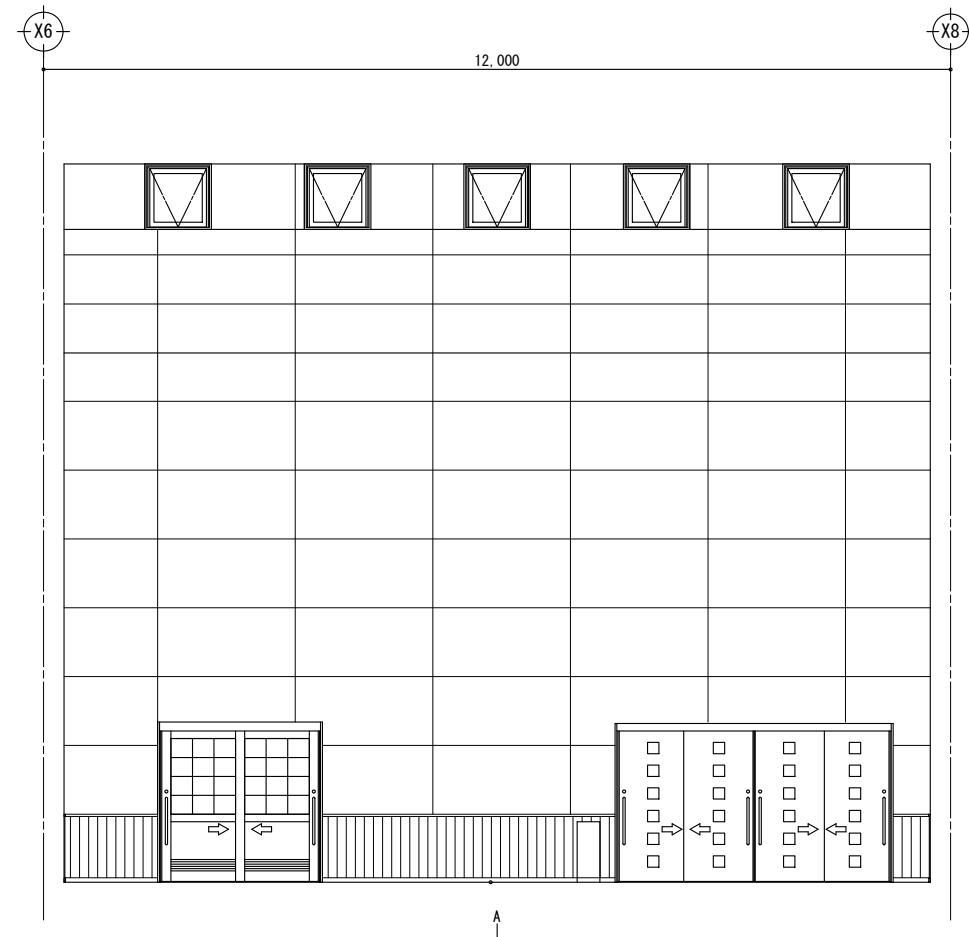
DATE

2025/12/09

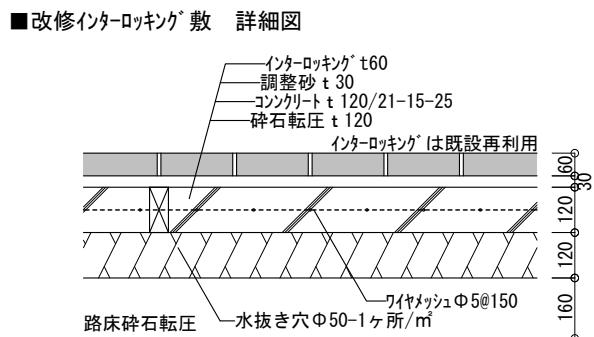
NO.

A-07

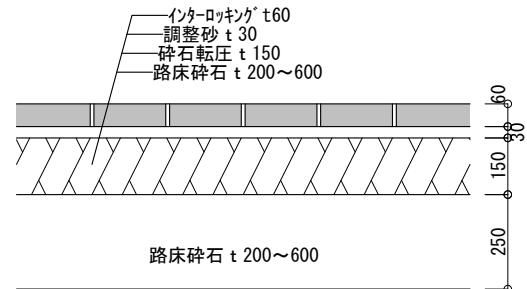
室名	プレイルーム
床	鋼製床組 H=150 捨張ラウン合板 12d 下地 長尺塗ビシート 2 - 2.8d +アンダーレイシート 3.0d (床暖房)
巾木	木製 H=60 UC
腰壁	石膏ボード 12.5d 下地 カラ松羽目板 12.0d 張り UC
壁	シナ合板5.5d張り 一部有孔シナ合板5.5d張り (サンネット裏張り) グラスウール32kg 50d 充填
天井	石膏ボード 9.5d 下地 岩綿吸音板 9.0d
廻縁	塗ビ製
備考	



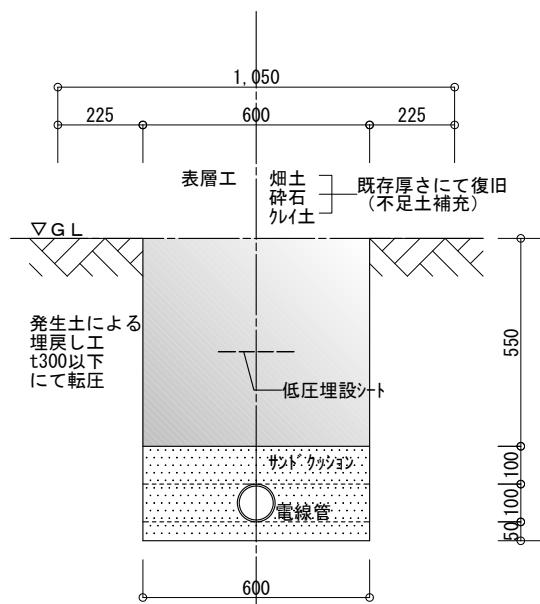
■既設インターロッキング部分改修 詳細図 S:1/20



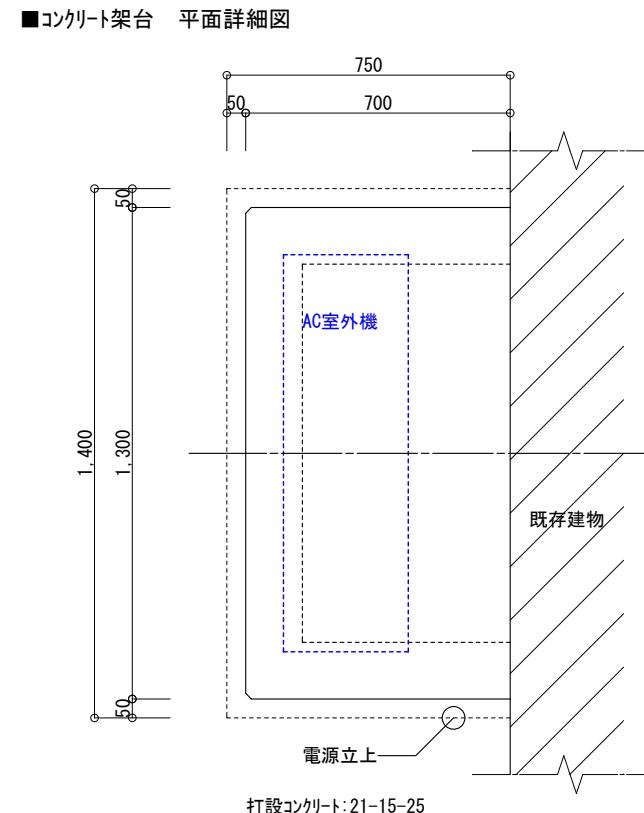
■既設インターロッキング 敷 詳細図



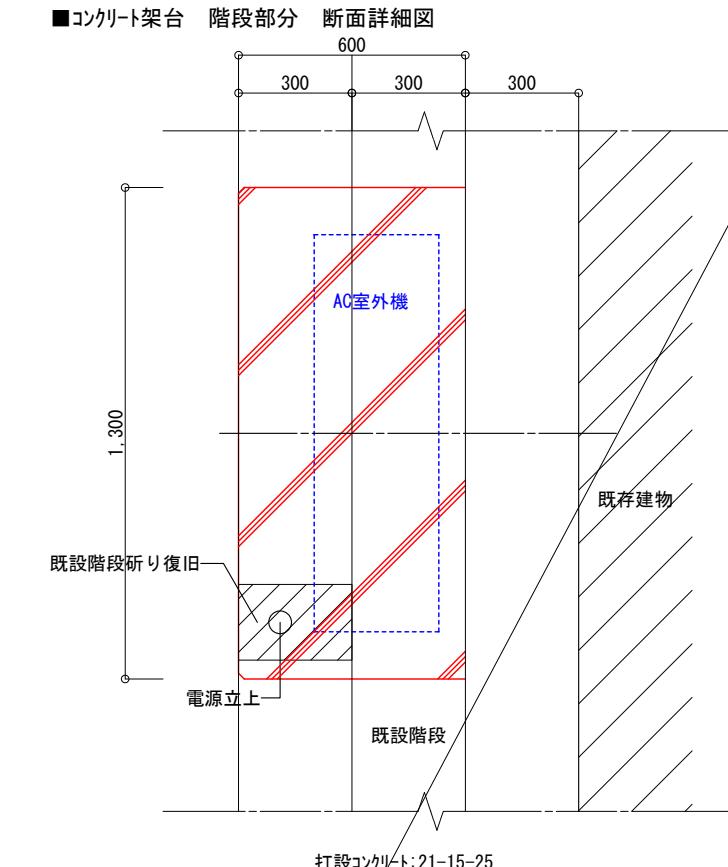
■管路掘削埋戻し部分 断面詳細図 S:1/20



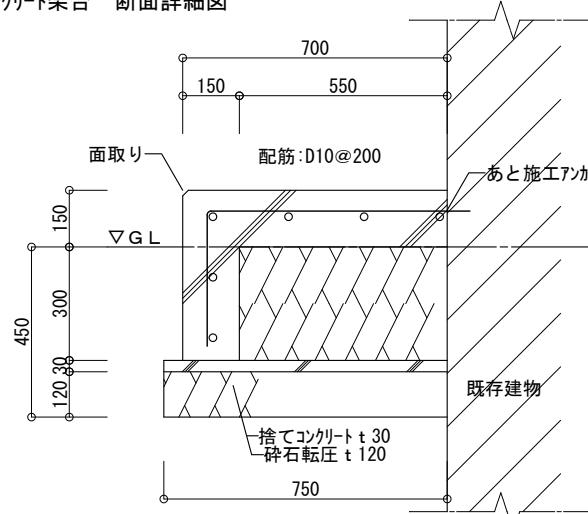
■AC室外機設置用コンクリート架台 詳細図 S:1/20



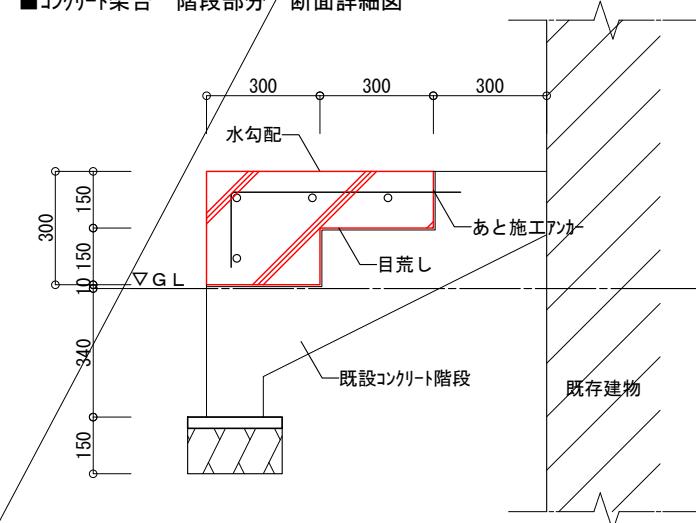
■AC室外機設置用コンクリート架台 階段部分 詳細図 S:1/20



■コンクリート架台 断面詳細図



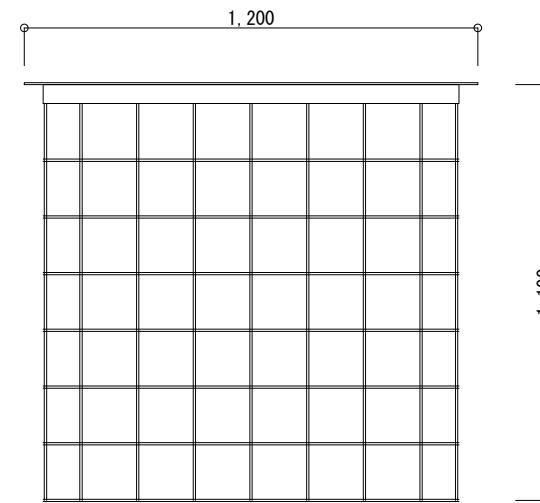
■コンクリート架台 階段部分 / 断面詳細図



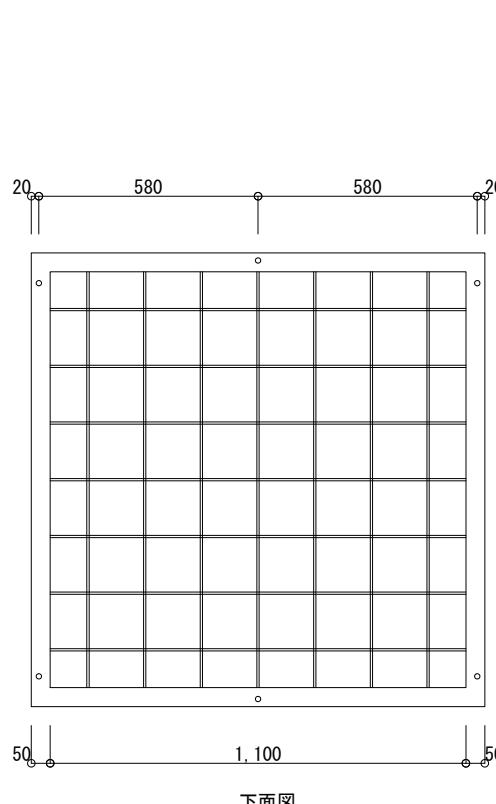
■防球ガード 参考図

S:1/20

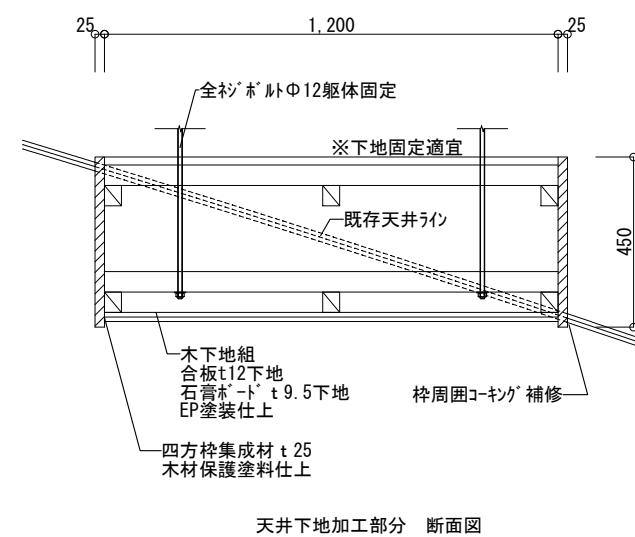
■天井付用 シーリングファン用



正面図 側面図



下面図

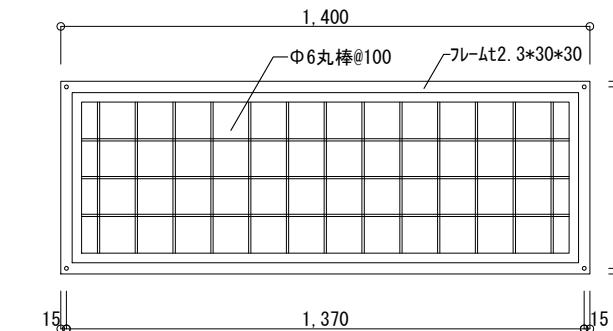


天井下地加工部分 断面図

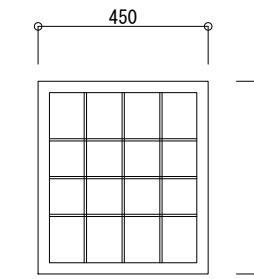
■エアコン用防球ガード 参考図

S:1/20

■壁付用

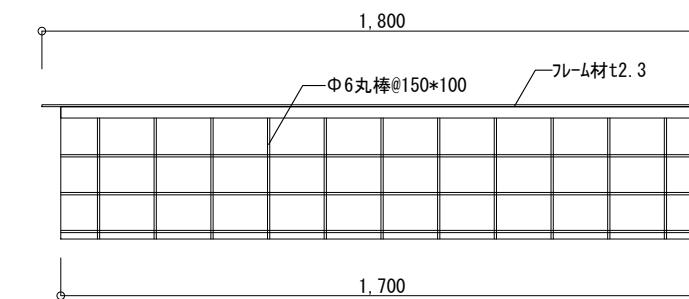


正面図

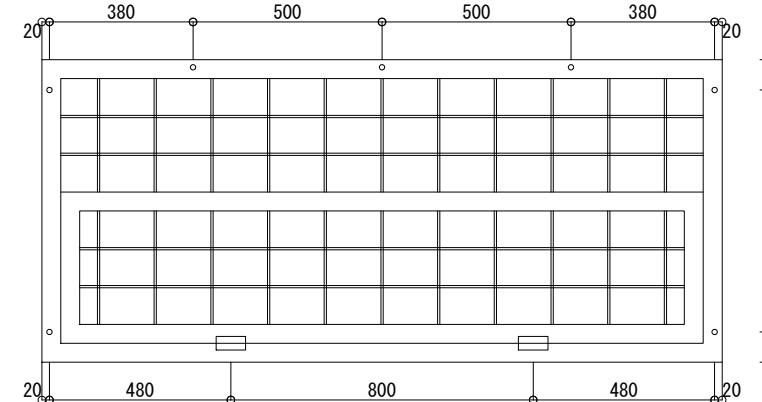


側面図

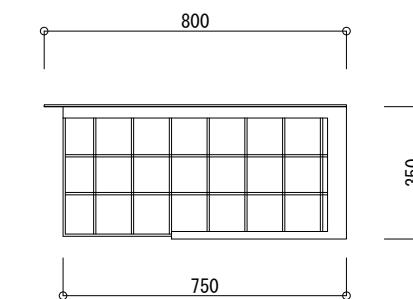
■天井付用



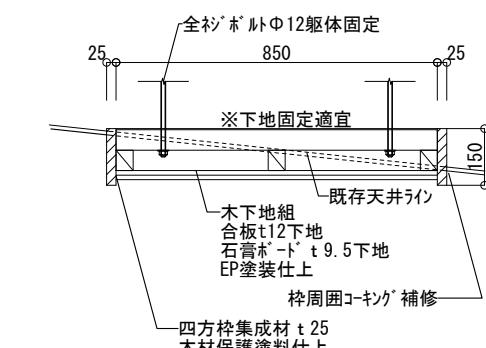
正面図



下面図



側面図



天井下地加工部分 断面図



安曇野市

PROJECT TITLE

三郷 児童館遊戯室空調設置工事

DRAWING TITLE

部分詳細図(2)

SCALE

図示

DATE

2025/12/09

NO.

A-10

電気設備工事

I 工事概要

1 工事場所 安曇野市三郷

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法施行令別表第一の区分	備考
三郷児童館		1階			遊戲室

3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外	
		三郷児童館	
電灯設備	幹線、分岐 分電盤改修		
動力設備	幹線、分岐 分電盤改修	○	
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備	キュービクル改修	○	
静止形電源設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像・音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備			
監視カメラ設備			
駐車場管理設備			
防犯・入退室管理設備			
自動火災報知設備			
自動閉鎖設備			
非常警報設備			
ガス漏れ警報設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
昇降機設備			

4 図面目録

番号	図面名称	三郷児童館	番号
E-01	電気設備工事 特記仕様書		
E-02	三郷児童館 単線結線図		
E-03	三郷児童館 室調盤図		
E-04	三郷児童館 斜線設備図		
E-05	三郷児童館 電源設備平面詳細図		

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官府常陸部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
①機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
②機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」等によって所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有するとの証明となる資料の提出を省略することができる。
③化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。
(1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ニーリー樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。	
(2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。	
(3)接着剤はタルタル酸ジエーネーピチル及びタルタル酸ジエーネー-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。	
(4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。	
(5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。	
ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。	
また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。	
ホルムアルデヒドの放散量 該当する建築材料	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用

規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JIS-O規格品 ④旧JASのF〇〇規格品

電気事業法に定める自家用電気工作物に係わる工事においては、電気保安技術者をおき、電気工作物の保安の業務を行なうものとする。

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事により施工を行う。

(1)実施工工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。

(2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。

使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査書を作成し提出する。

(1)引渡しを要するもの ○無 有 ()

(2)引渡しを要するもの以外 構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。

(3)特別管理産業物 ○無 有 ()

(4)再利用又は再生資源化を図るもの 無 有 (・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類)

・設計ない 設ける (規模:)

・備品 ()

すべて請負者の負担とする。

構内に作ることが できる できない

・別契約の関係請負者が定置したもののは、無償で使用できる。

・本工事で設置する。

・内部防災設備等 (・架台足場・移動式足場・移動式室内足場・)

・外部防災足場等 (・A種・B種・C種・D種) - 防護シート ()

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。

工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。

標準仕様書及び別表による。

取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。

ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

機器の回路は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。

(1)設計用水平地震力

機器の重量 [kg f] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。

なお、特記さき場合、設計用標準水平地震度は次による。

II 工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官府常陸部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項			
設計用標準水平地震度	特定の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器			
設置場所	機器種別 機器種別 機器種別 機器種別			
上層階、屋上及び塔屋	機器種別 機器種別 機器種別 機器種別			
中間階	機器種別 機器種別 機器種別 機器種別			
地下・1階	機器種別 機器種別 機器種別 機器種別			

(※1) 水槽類はオイルタンク等を含む。

◎重要機器の定義は次による。

- ・変電設備
- ・発電設備
- ・直流水電源設備
- ・交流無停電電源装置
- ・交換機
- ・自動火災報知受信機
- ・中央監視装置

◎上層階の定義は次による。

2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2) 設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力を同時に働くものとする。

(1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章の2節8.2.4及び10節による。

(2)上記以外の機器類は建築工事改修工事標準仕様書6章による。

(引抜き試験を ○ 実施する 実施しない) (盤取付部)

電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。

(1) EM-EEF は紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「タケイセイ」EM-EEFと表記されたものを使用する。

(2) EM-UTP は JIS X 5150 「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。

埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。

長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

下記の露出配管は塗装を行う。

- ・屋外
- ・屋内 ()
- ・種別 A種 B種 C種 D種

○管の下部は50mm以上砂を敷きなら L○管の上部100mm以上砂を用いて締め固める

・構内の指定場所に敷砂を均し

(1) 地中線には、ケーブル埋設をもうける。・鉄製 ○コンクリート製

(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設識別シートを敷設する。

(3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設識別シートは2条以上敷設する。

(1) 露出するブルボックスの本体及びたの仕上げは、メラミン洗付塗装とする。

(2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。

図面に特記あるもの及び特殊なものを除き、・金属製 ・樹脂製

ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を実装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。

タンブラーは連用形とする。

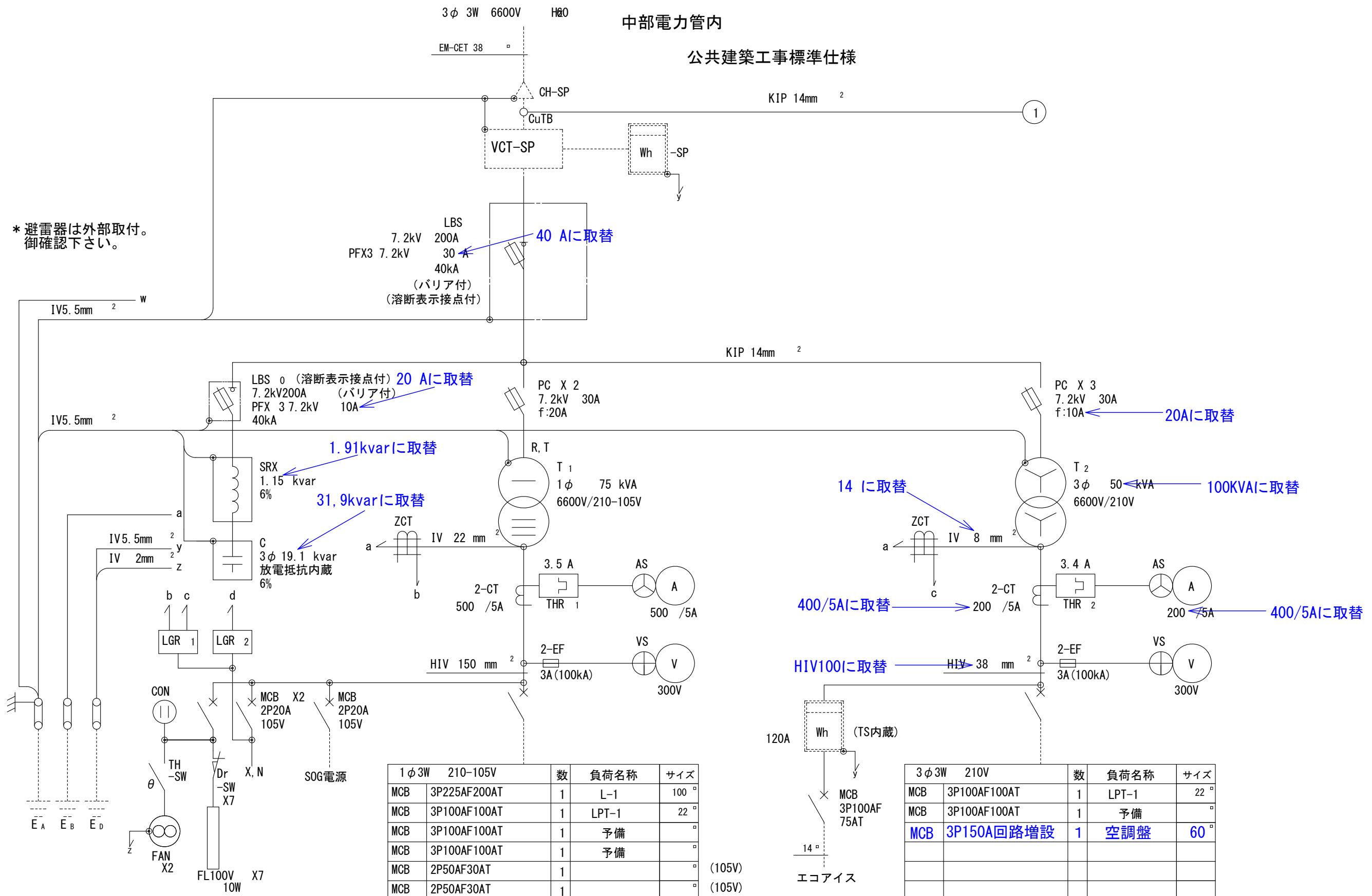
壁付けコンセント(2P15A)は原則として連用形とする。ただし、2口の場合は複式を使用して良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。

- ・直付(ビス止め)型上下式 (・銅合金製 ・アルミ製) とする
- ・直付(ビス止め)型垂直上下式 (銅合金製) とする

本工事の動力制御盤等へ別途電動機等への配線の接続は本工事とする。

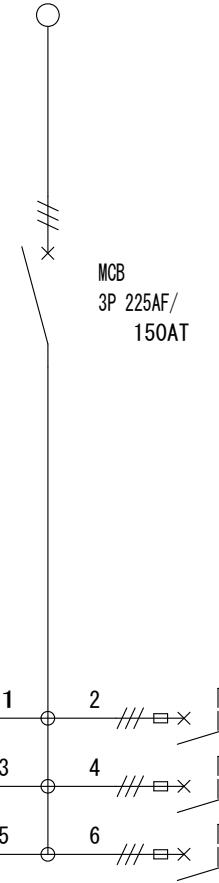
(1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。

(2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 個所、測定黒板面: 個所) ※教室の照度は、1教室

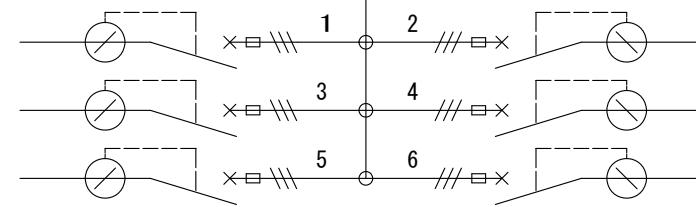


三郷児童館 単線結線図

3Φ3W 200V 60Hz



備考	回路記号	
	4-1	1
	4-3	3
予備	5	



回路記号	備考
2	4-2
4	4-4
6	予備

三郷児童館遊戯室空調盤 ACP - 1

機器No. 機器明細

1 - 6 SELB 3P 50AF/ 30AT F 30mA × 6 (W50形 3PELB)



三郷児童館 空調盤図



安曇野市

PROJECT TITLE

三郷 児童館遊戯室空調設置工事

DRAWING TITLE

三郷児童館 空調盤図

SCALE

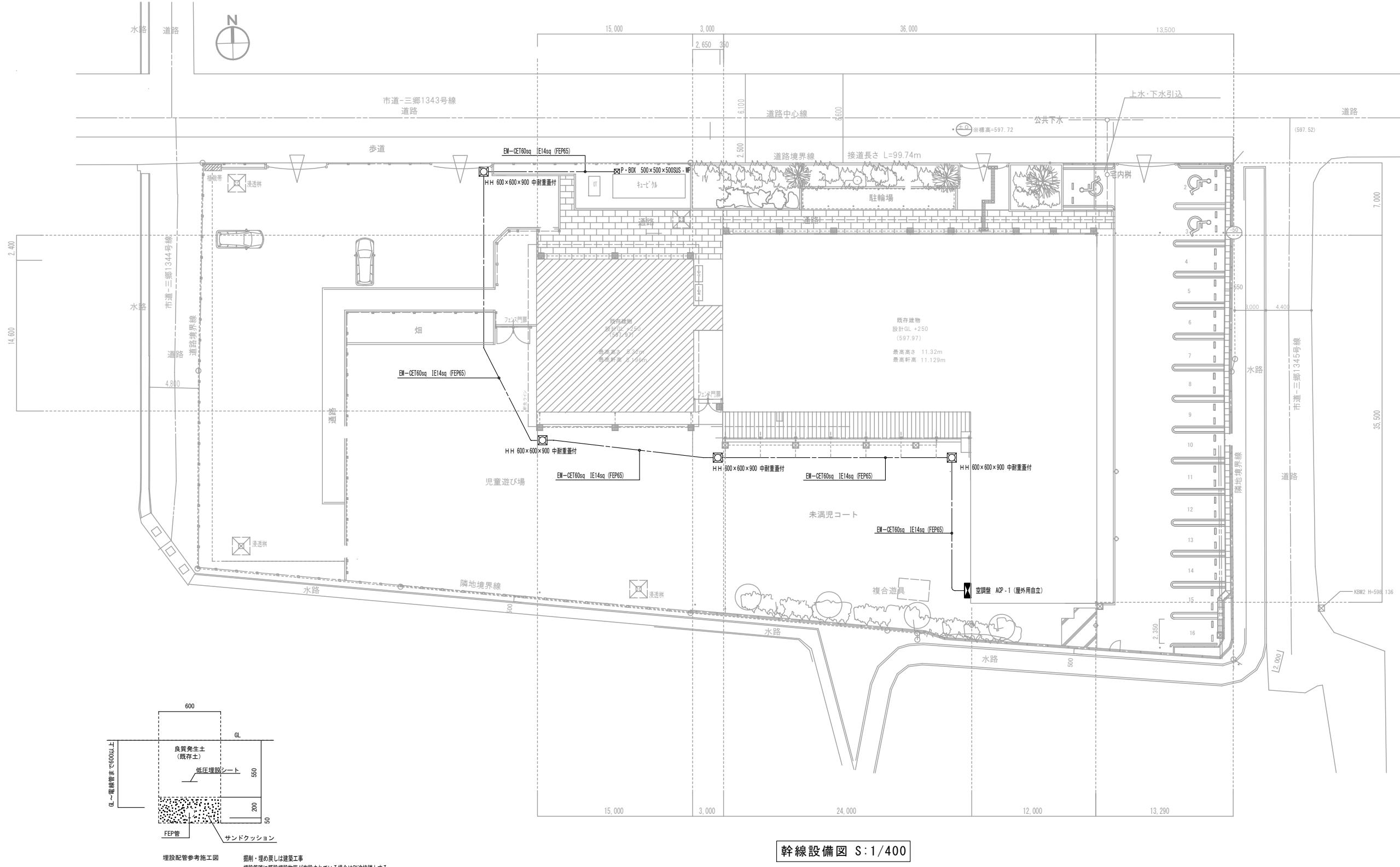
non

DATE

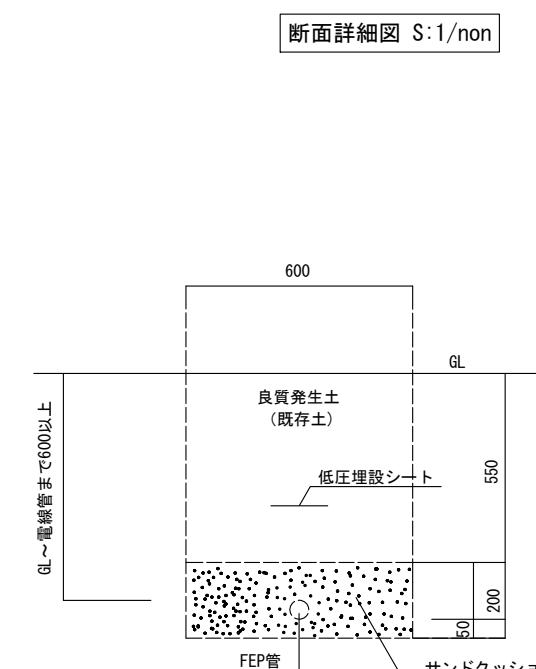
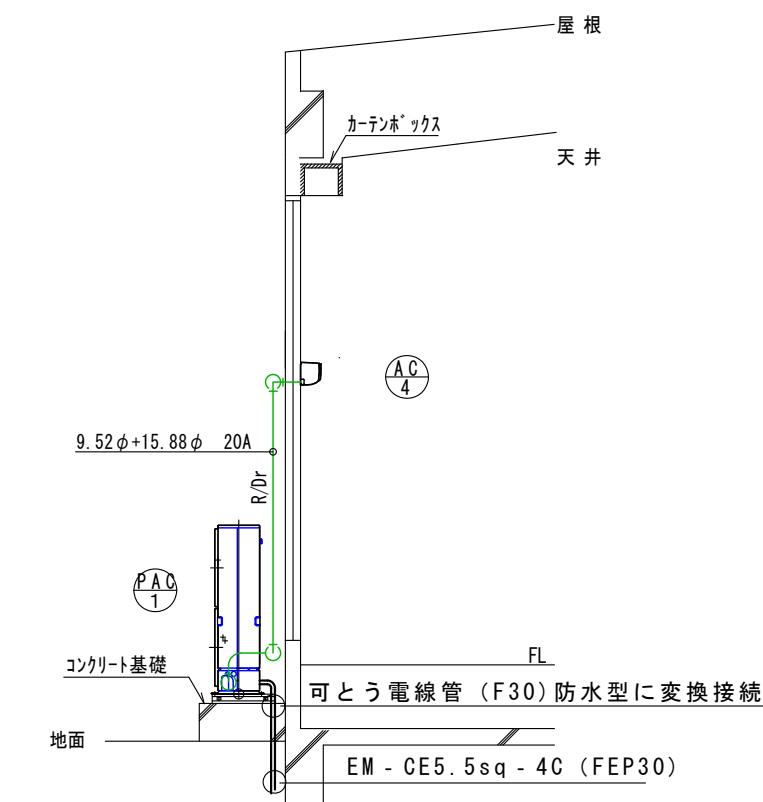
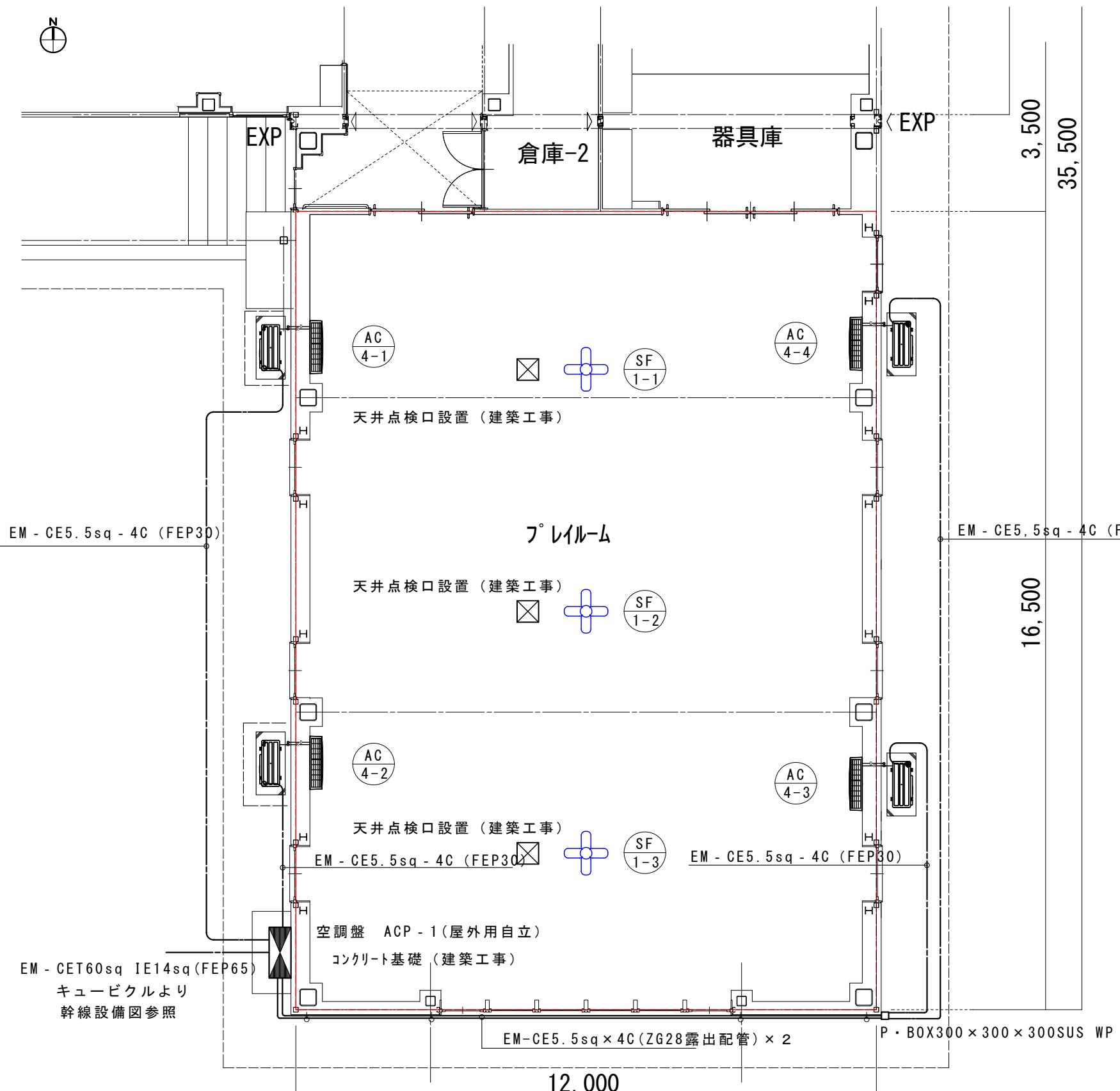
2025/12/09

NO.

E-03



安曇野市



埋設配管参考施工図 挖削・埋め戻しは建築工事
埋設管路に既設埋設物等が布設されている場合は別途協議とする

電源設備 平面詳細図 S:1/100



安曇野市

PROJECT TITLE
三郷 児童館遊戯室空調設置工事

DRAWING TITLE
三郷児童館 電源設備 平面詳細図
SCALE 1/100 DATE 2025/12/09

NO.
E-05

機器表

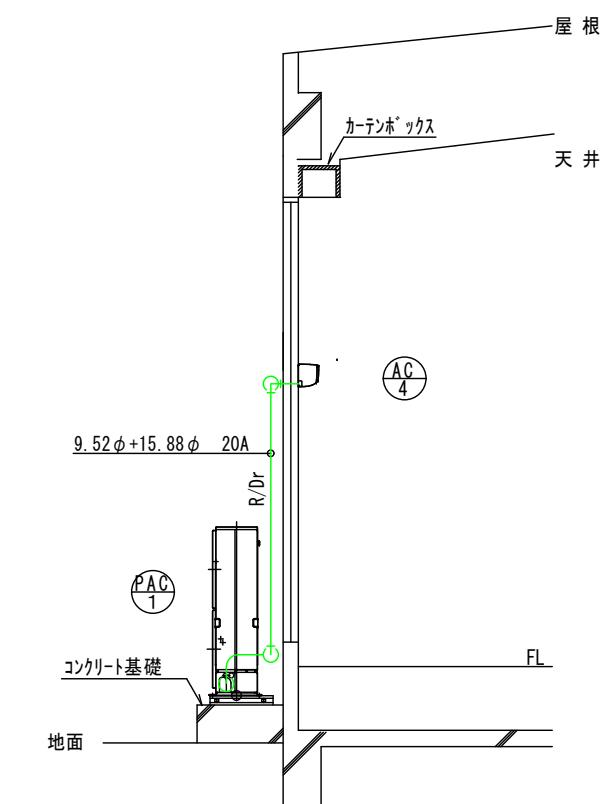
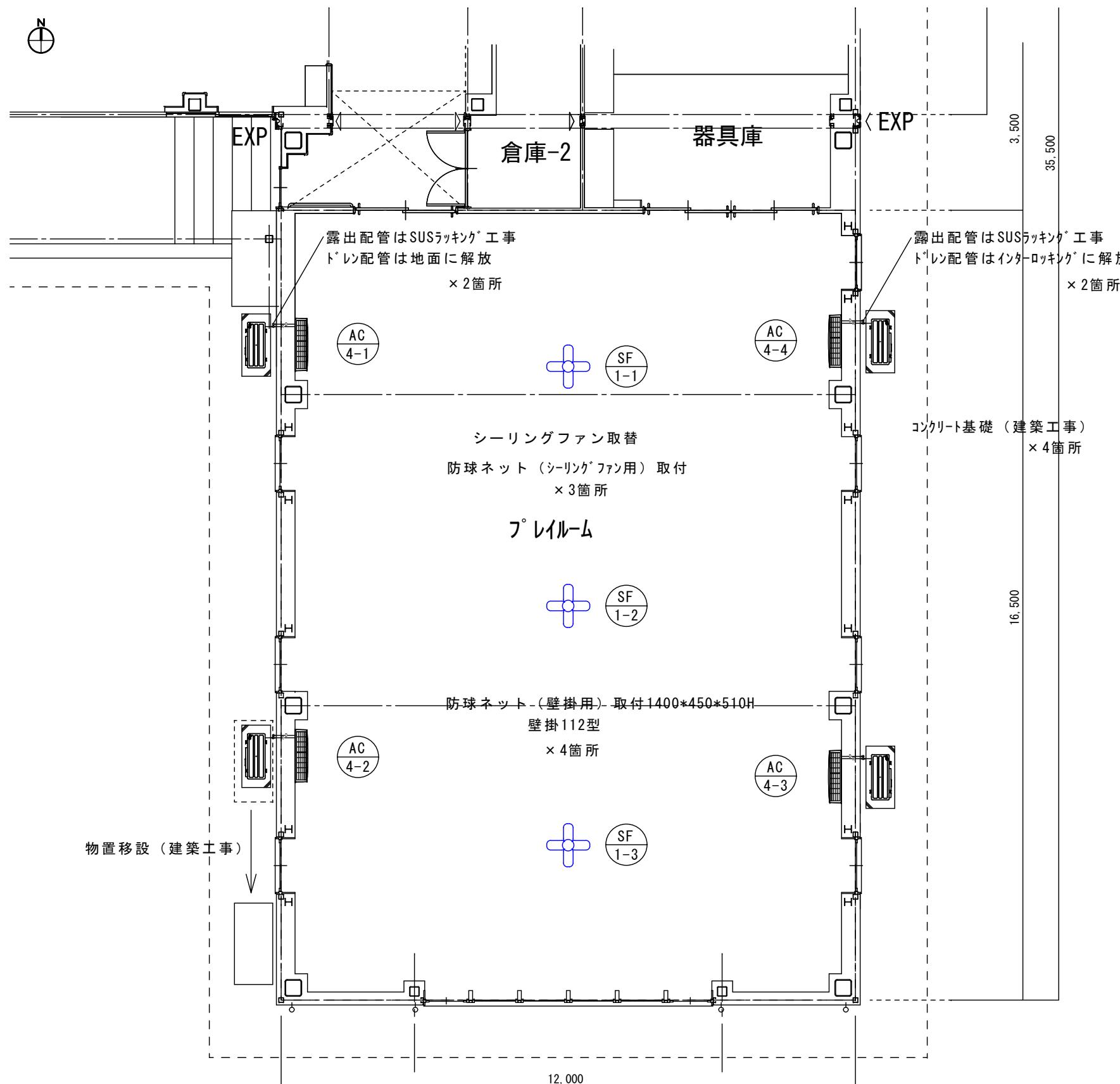
記号	名 称	型 式	仕 様	電 気			数 量	設置場所	備 考
				相 φ	電圧 V	容量 Kw			
AC-4	パッケージ型エアコン (室外機) (室内機)	寒冷地用 空冷ヒートポンプ 冷暖房切替型 壁掛形	能 力 :10.0Kw (冷房)、11.2Kw (暖房) 圧縮機:1.80Kw 送風機:0.07Kw×2 附属品:防護ネット(吹出側)(吸込側) 附属品:ワイヤレスリモコン 防球ネット(壁掛用)	3	200	2.61(冷) 3.00(暖)	4	遊戯室	防振架台 ABM-226E
SF-1	シーリングファン 天井扇		風 量 :11,400m3/h 附属品:既存リモコン 防球ネット(シーリングファン用用)	1	100	52.0W	3	遊戯室	C90-YC

三郷児童館

機器表

記号	名 称	型 式	仕 様	電 気			数 量	設置場所	備 考
				相 φ	電圧 V	容量 Kw			
AC-1	パッケージ型エアコン (室外機) (室内機)	寒冷地用 空冷ヒートポンプ 冷暖房切替型 床置形	能 力 :14.0Kw (冷房)、16.0Kw (暖房) 圧縮機:3.10Kw 送風機:0.17Kw×2 附属品:防護ネット(吹出側)(吸込側) 木台、木台固定用部品 附属品:本体組込みリモコン ドレンアップメガ5m	3	200	4.60(冷) 5.10(暖)	2	遊戯室(西)	防振架台 ABM-226E
AC-2	パッケージ型エアコン (室外機) (室内機)	寒冷地用 空冷ヒートポンプ 冷暖房切替型 壁掛形	能 力 :10.0Kw (冷房)、11.2Kw (暖房) 圧縮機:1.80Kw 送風機:0.07Kw×2 附属品:防護ネット(吹出側)(吸込側) 附属品:ワイヤレスリモコン 防球ネット(壁掛用)	3	200	2.61(冷) 3.00(暖)	3	遊戯室(南) (北東)	防振架台 ABM-226E
AC-3	パッケージ型エアコン (室外機) (室内機)	寒冷地用 空冷ヒートポンプ 冷暖房切替型 天吊形	能 力 :10.0Kw (冷房)、11.2Kw (暖房) 圧縮機:1.80Kw 送風機:0.07Kw×2 附属品:防護ネット(吹出側)(吸込側) 附属品:ワイヤレスリモコン 防球ネット(天吊用)	3	200	2.40(冷) 2.50(暖)	3	遊戯室(北)	防振架台 ABM-226E

堀金児童館



断面詳細図 S:1/-

冷媒管	屋内	屋外
(ガス管) 15.88φ × 20t (液管) 9.52φ × 10t	SUSラッキング	SUSラッキング
渡り配線	リモコン配線	
(電源・制御) EM-EEF 3C × 2.0 (アース) EM-IV 1.6	※ワイヤレスリコン	
ドレン管	屋内	屋外
屋外で解放	塩ビ管 AC20A ※冷媒管と一緒にラッキング	塩ビ管 VP20A ※冷媒管と一緒にラッキング

空調設備 平面詳細図 S:1/100



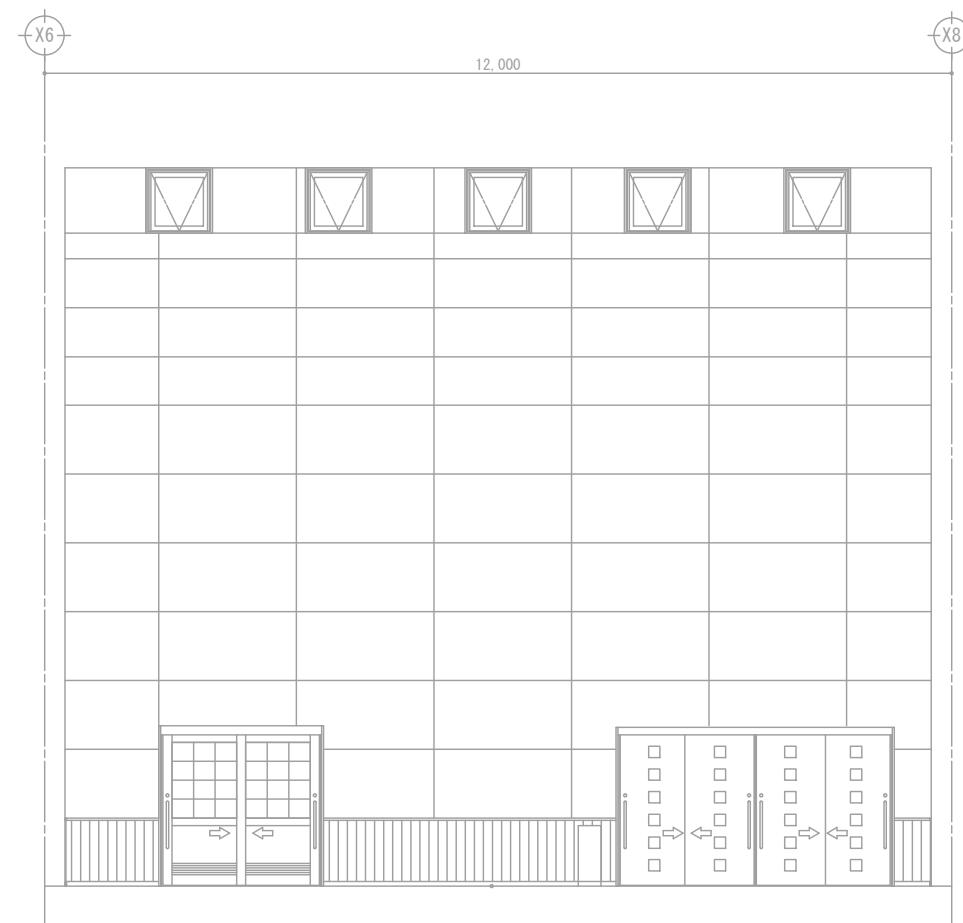
安曇野市

PROJECT TITLE
三郷児童館遊戯室空調設置工事

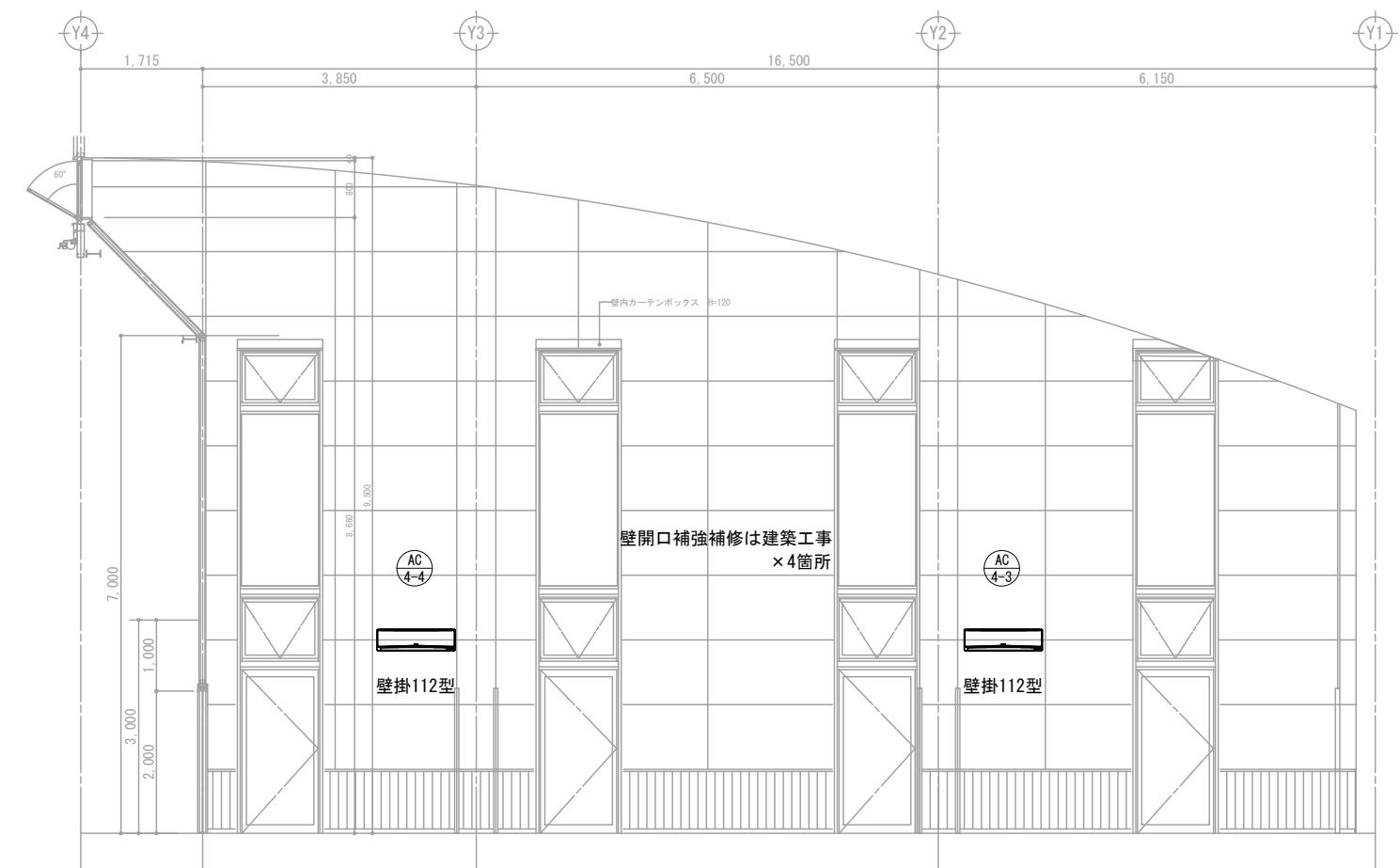
DRAWING TITLE
三郷児童館 空調設備 平面詳細図
SCALE 1/100 DATE 2025/12/09

NO. M-03

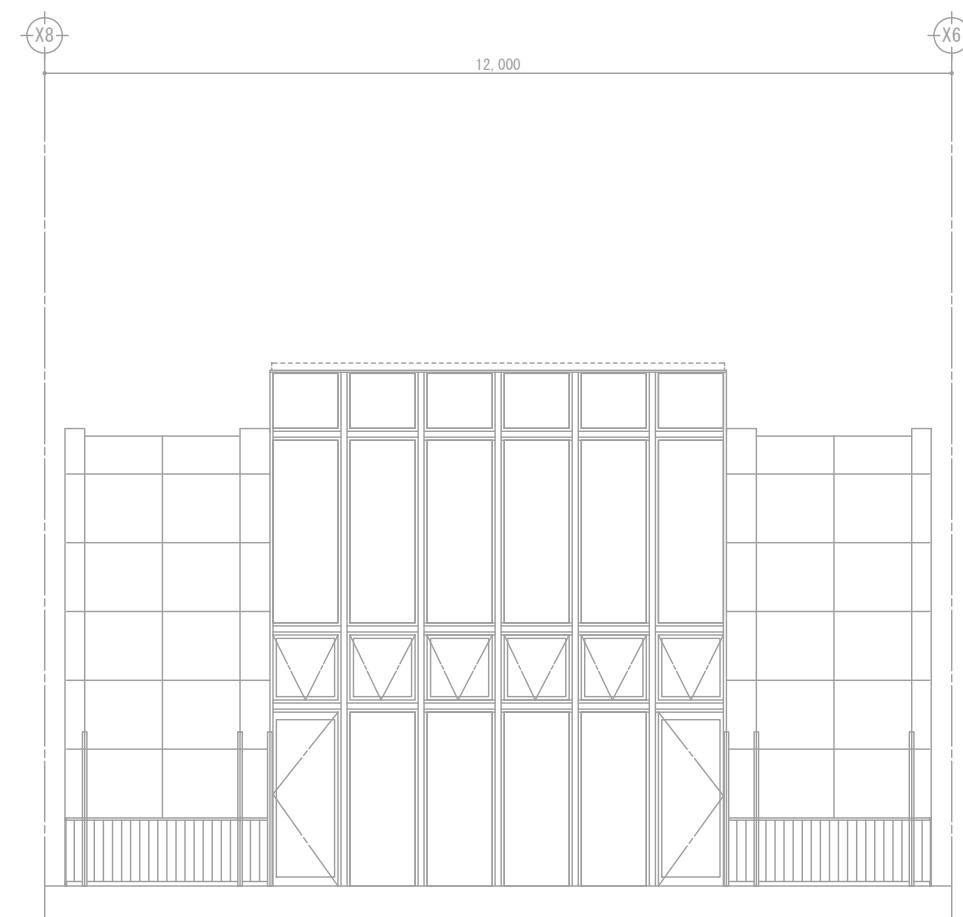
室名	プレイルーム
床	鋼製床組 H=150 捨張ラワン合板 12d 下地 長尺塩ビシート 2.2.8d +アンダーレイシート 3.0d (床暖房)
巾木	木製 H=60 UC
腰壁	石膏ボード 12.5d 下地 カラ松羽目板 12.0d 張り UC
壁	シナ合板 5.5d 張り 一部有孔シナ合板 5.5d 張り (サンネット裏張り) グラスウール 32kg 50d 充填
天井	石膏ボード 9.5d 下地 岩綿吸音板 9.0d
縁線	塗装
備考	



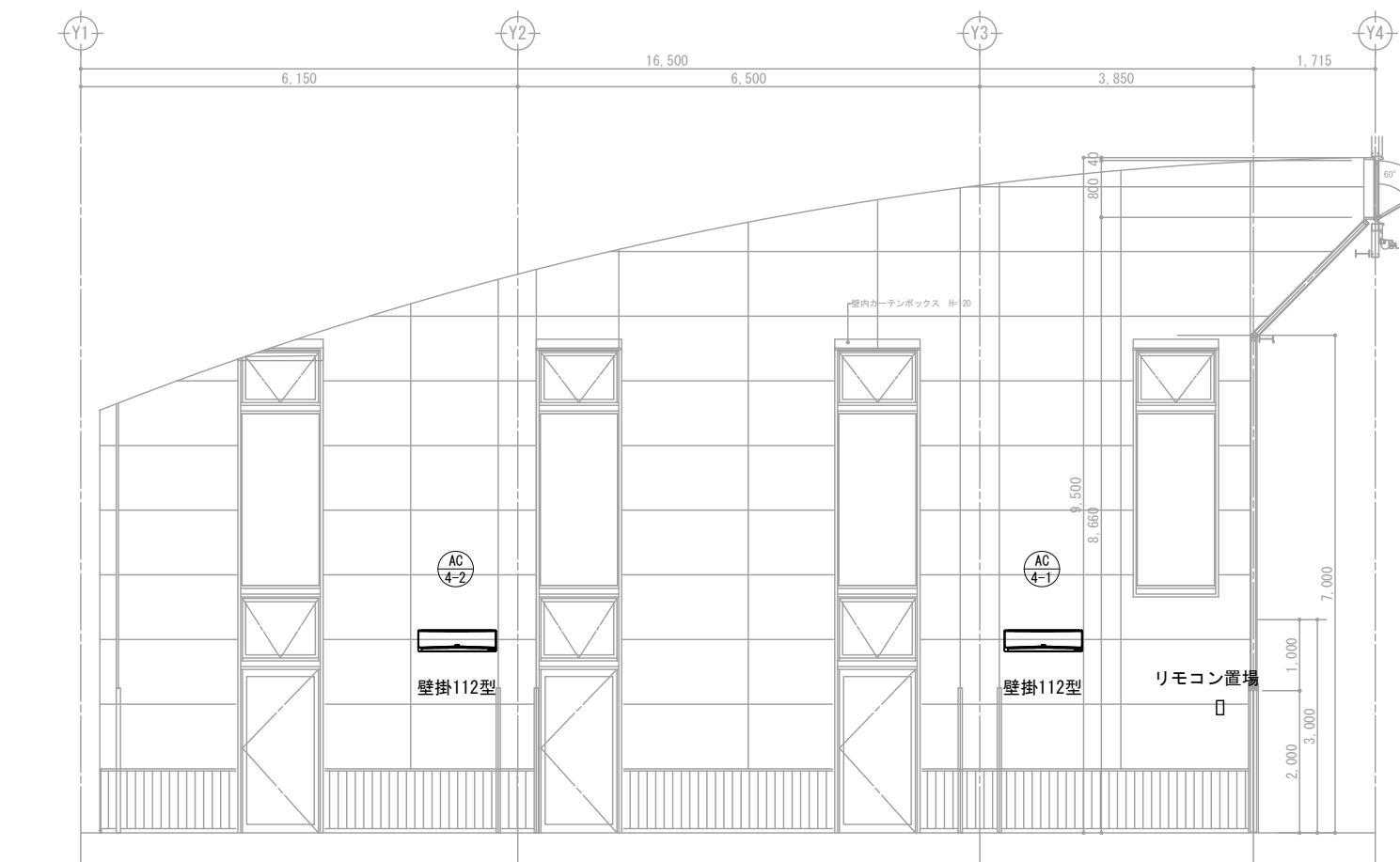
遊戯室 北面 展開図 S:1/100



遊戯室 東面 展開図 S:1/100



遊戯室 南面 展開図 S:1/100



遊戯室 西面 展開図 S:1/100



安曇野市

PROJECT TITLE

三郷児童館遊戯室空調設備工事

DRAWING TITLE

三郷児童館 空調設備 展開図

SCALE

1/100

DATE

2025/12/09

NO.

M-04